

第5回鳥取市市民自治推進委員会

配布資料一覧

【平成28年12月20日（火）】

資料番号	資料のタイトル
	《研修資料》
資料1	・いなば西郷むらづくり協議会（概要） ・雲南市視察報告
資料1-2	「協働のまちづくりガイドライン」及び「地区公民館の活用の基本方針」たたき台（概要）について
	《自治基本条例関係》
資料2-1	平成24年度検討の概要
資料2-2	平成25年3月提出 鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書
資料2-3	課題の共有（市各課の意見）について
資料2-4	自治基本条例施行後の主な取り組みについて
参考資料1	第10次鳥取市総合計画 基本構想
参考資料2	第10次鳥取市総合計画 概要版
参考資料3	鳥取市都市マスタープラン概要について 「鳥取市都市計画マスタープランを策定中です」
参考資料4	鳥取市議会基本条例（たたき台）
参考資料5	鳥取市は中核市へ

第5回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成28年12月20日（火）10:00～12:00

場所 市役所本庁舎 4階第4会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 「鳥取市内まちづくりの先進事例発表」「雲南市の状況報告」について (資料1)

- いなば西郷むらづくり協議会「いなば西郷工芸の郷構想」
- 雲南市の状況報告
- 鳥取市の今後のまちづくりの方向性（たたき台）

(2) 自治基本条例の見直しについて（事前状況説明）（資料2-1～2-4）

- 平成24年度検討の概要及び答申書
- 市各課からの条例に対する意見
- 今後のスケジュールについて

4 そ の 他

5 閉 会

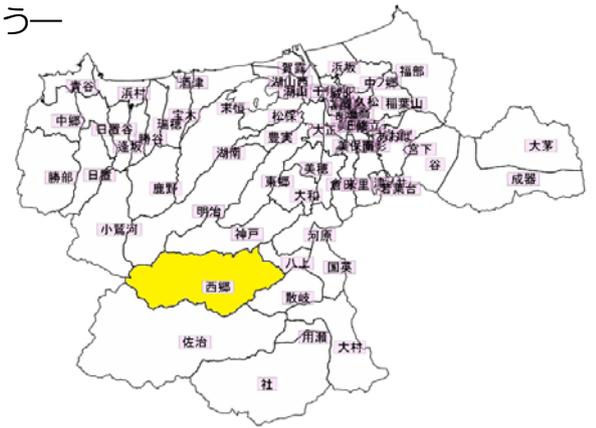
いなば西郷むらづくり協議会

— 元気な西郷をつくろう —

《概要》

鳥取市河原町の中山間部に位置する西郷地区は、11集落が点在する緑豊かな地域であるが、地域課題解決のために自分たちで何が出来るか行動しようと動き始め、平成21年12月6日に西郷地区の活性化を目指す自主的な団体として、「いなば西郷むらづくり協議会」が発足した。

いなば西郷むらづくり協議会では、協議会の統括や運営を行なう「運営委員会」(役員会)と、協議会を展開するために、広報部・福祉健康部・文化部・環境部・農林部・やどかり部の6つの部会を設けている。



《設立の趣旨》

いなば西郷むらづくり協議会は、西郷地区に住む人がその地域の身近な課題解決に向けて、互いに協力しながら、主体的に実現を図ることを目的に魅力ある住みよい地域づくりを目指します。

《設立の背景》

- 自然環境の悪化
耕作放棄地が増え、農地の荒廃が目立つと共に鹿やイノシシなどの獣害が増えてきている。また、河川の汚染が進み、葦などが繁茂し、水中の生き物が少なくなっている。
- 生活環境の不便さ
公共交通のバスが運行されていますが、利用者の減少とともに、便数が減ることが危惧されている。
- 集落機能の弱体化
高齢化と少子化により、集落の行事や防災体制の維持が困難になっている。
- 公共公益機関存続への危惧
人口減少や少子化により小学校、保育園、郵便局の存続が危うくなりつつある。

多くの課題はあるが、平成22年2月に行った小学校4年生以上の全住民を対象に行ったアンケートの結果は、回答率は76%と高い関心が示されており、内容も建設的な提案が多く、住民の郷土に対する熱い思い



がある。また、協議会への期待の声も寄せられ、住んでいる人々が生き生きとした、明るい西郷を目指して、全住民が参画し「西郷って良いところだな、とみんなが思う地域づくり」を目指している。

いなば西郷「工芸の郷」構想

1. 西郷地区の現状

平成 21 年に「いなば西郷むらづくり協議会」を設立以来、地域の隠れた資源を差発見する「ギャラリーあっちこっち：西郷まるごと博物館」の開催、県のスーパーボランティア制度を活用した「西郷せせらぎ遊歩道」の整備、多面的機能交付金を地区の取り組みにまとめた「西郷農地水守り隊」の結成など、様々な地域活性化策に取り組んでいる。

地域内には3つの窯(牛の戸焼、因州中井窯、やなせ窯)をはじめ、ガラス工芸、木工芸など多くの工芸作家が活躍している。

2. 経緯

平成25年、やなせ窯の白磁作家、前田昭博氏が人間国宝に認定され、知事・市長・商工会議所頭取等との面談で、地区の現状を踏まえ西郷を「ものづくりの郷」にしたいとの思いを語られました。

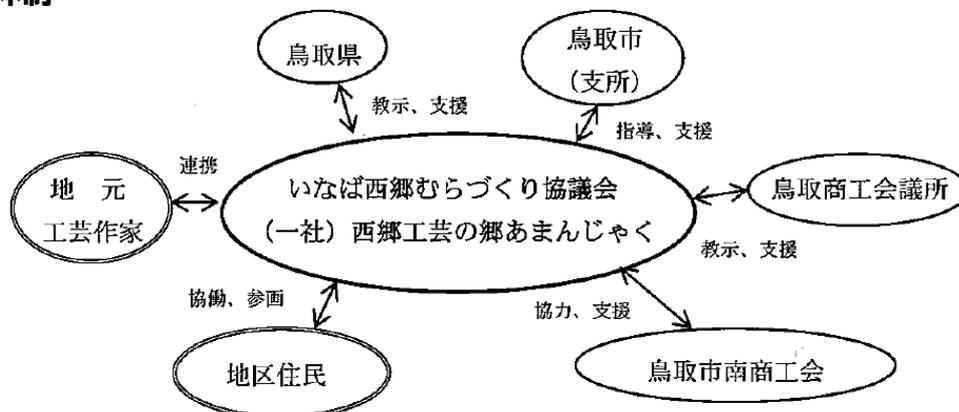
本市では、「鳥取市創生総合戦略」、「第10次鳥取市総合計画」で工芸村を開設し、移住定住、地域活性化を図ることを記述している。

3. 郷づくりの目的

“地域の特色を生かして地域課題を解決するために！”

- 年ごとに増えていく空き家の活用
- 少子高齢化が進む地区内への移住定住(若手工芸作家の移住を起爆剤に)の推進
- 多くの工芸作家が創作活動する他にはない地域の特色の発揚
- 工芸を中心とした文化芸術活動を通じて、移住または一時滞在した工芸作家等との地域住民との交流と賑わいの創出、地域住民への独自性を持った文化芸術の浸透
- 一時滞在施設としての民泊や湯谷温泉施設の更なる活用による地域経済の活性化

4. 推進体制



《一般社団法人 西郷工芸の郷あまんじゃく》

いなば西郷むらづくり協議会では対応が困難な、財産の保有と収益事業を協議会の傘下にて実施する。法人の主な活動は、

- ① 工芸の郷の推進に関する事業
- ② 空き家を居住希望者に提供するための情報収集、改修、仲介等に関する事業
- ③ 農家民泊の推進に関する事業
- ④ お試し定住施設の管理運営に関する事業
- ⑤ その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

※「あまんじゃく」とは、地域の伝説に現れる鬼、むらづくり協議会のイメージキャラクター

島根県雲南市視察 報告(概要)

視察日：平成28年11月

視察先：島根県雲南市 「人間コミュニティ協議会」・「波多コミュニティ協議会」

《雲南市の状況》

- ▶ 他市に先駆け小規模多機能自治による住民主体のまちづくりを实践
- ▶ 歯止めのかからない人口減少と、全国平均を25年先行する高齢化率（36.8%）⇒日本の近未来の縮図
- ▶ 地域人口と人々のネットワークの関係を見ても、人口減少・少子高齢化は地域社会の崩壊を招く
- ▶ 概ね小学校区で広域的な地縁組織を編成
- ▶ 地縁組織に目的型組織、属性型組織を加え、地域自主組織として立ち上げ＝小規模多機能自治の实践
- ▶ 自治会の1世帯1票制から、一人1票制へ変換
- ▶ 公民館から社会教育法の適用を除外し「交流センター」とし、公設民営の指定管理制度を導入
- ▶ 平成25年度からは地域自主組織と活動拠点の一体化を図る
- ▶ 地域自主組織が住民自治の中核であり、NPO法人等は自治を補完する役割
- ▶ 地域自主組織と行政はまちづくりのパートナーとして対等な立場
- ▶ 地域自主組織と行政は「円卓会議方式」。実際に円形に座って様々な立場から議論する。

《波多コミュニティ協議会》

- ▶ 波多地区人口337、世帯153 高齢化率49.71 自治会数16
- ▶ 平成25年度から交流センター職員をコミュニティ協議会が直接雇用
- ▶ 波多温泉「満寿の湯」、キャンプ場「さえずりの森」運営・・・職員も直接雇用
- ▶ 重要分野を、①防災 ②買い物 ③交通 ④産業 ⑤交流 の五に絞り活動
- ▶ 防災・・・協議会内に地区の防災対策本部を設置し毎年防災訓練を実施
- ▶ 買い物・・・交流センター内に商店「はたマーケット」を開設。マーケットの運営は波多交流センター職員が実施
- ▶ ③交通・・・地域内交通「たすけ愛号」による、高齢者等の地域内無料送迎
- ▶ ⑤交流・・・毎週水曜日、交流センターに喫茶デーを設け、引きこもり防止対策、安否確認を実施

《人間コミュニティ協議会》

- ▶ 人間地区人口272、世帯114 高齢化率53.46
- ▶ 交流センターを中心としたまちづくり（早稲田大学生と共に施設改修を検討）
- ▶ 交流センターを宿泊できる研修施設に
- ▶ 多くの視察者が人間コミュニティセンターに宿泊
- ▶ 田舎料理体験や林間学校にも活用
- ▶ 高齢者教室など生涯学習事業を実施
- ▶ 高齢者閉じこもり防止対策として、カフェあいあい・あいあいランチ を実施
- ▶ 交流センターで高齢者向け地区サロンを開設

幸運なんです。
雲南です。

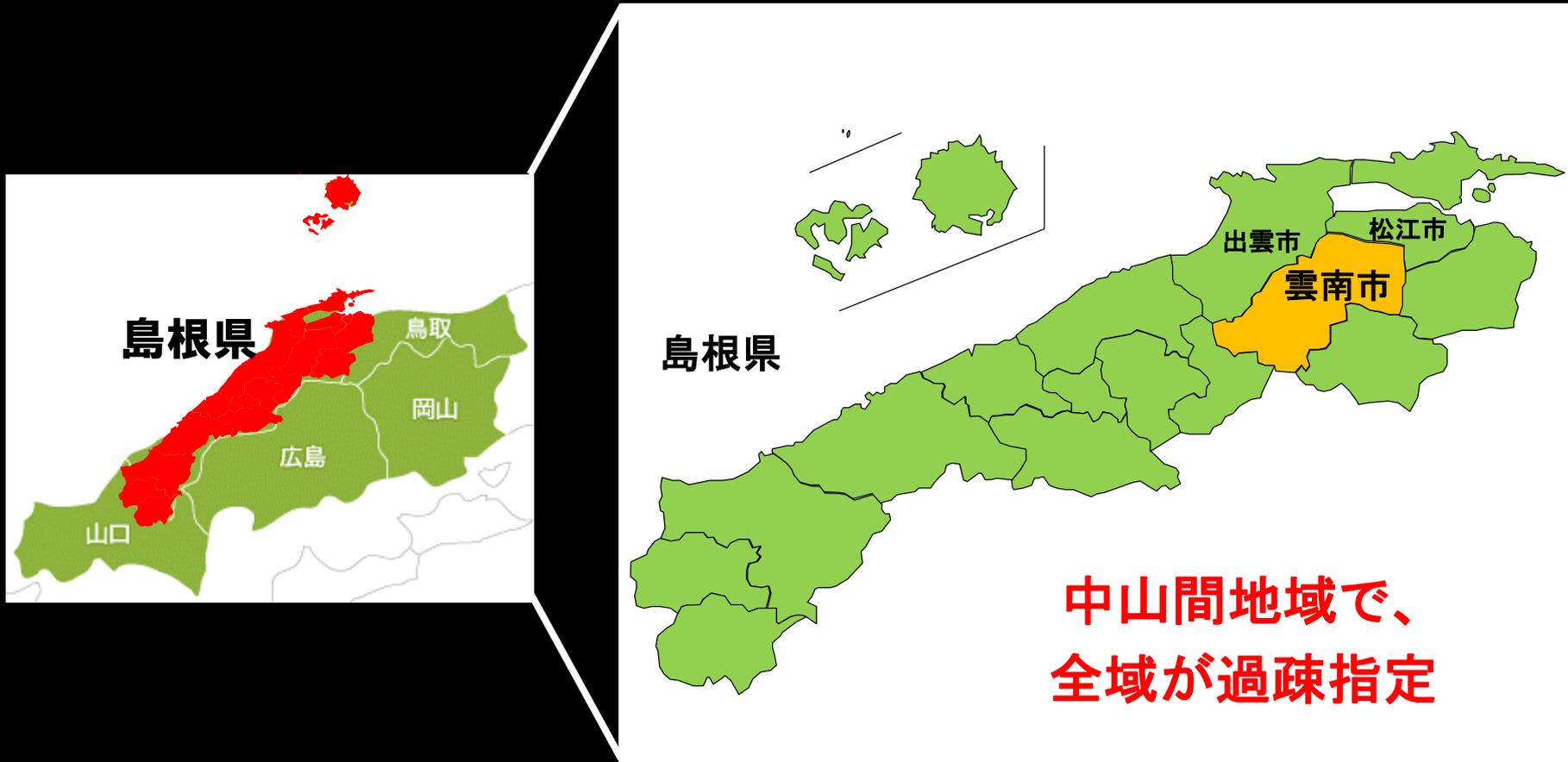
小規模多機能自治による 住民主体のまちづくり

～雲南市の地域自主組織～

島根県 雲南市
(政策企画部地域振興課)

雲南市の概要

- 平成16年11月1日、6町村で合併し、「雲南市」誕生。



■ 面積	553.4km ²	(東京23区の約9割)
■ 人口	41,927人	(平成22年国勢調査)

雲南市のまちづくりの基本姿勢

～協働のまちづくり～

雲南市まちづくり基本条例(平成20年11月1日施行)より

(前文 抜粋)

～中略～

「まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わること」です。

ここに、市民、議会及び行政がともにこの理念を共有し、協働のまちづくりをすすめるため、雲南市まちづくり基本条例を制定します。」

(目的)

第1条 この条例は、雲南市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、協働のまちづくりをすすめることを目的とします。

「協働のまちづくり」をまちづくりの基本に据えている点が重要！

ここからどのようにして「協働」の仕組みを整えるか...

→ 雲南市のまちづくりの基本 = 「協働のまちづくり」
そのためには ⇒ 市民が主体的に関わる必要がある。
市民が主体的に関わる = 「住民自治」

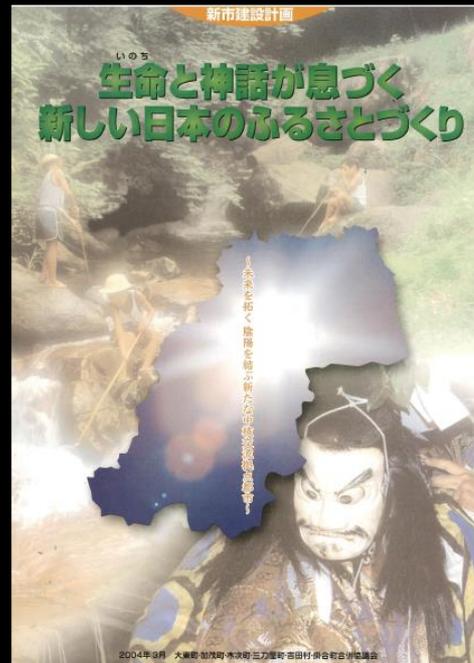
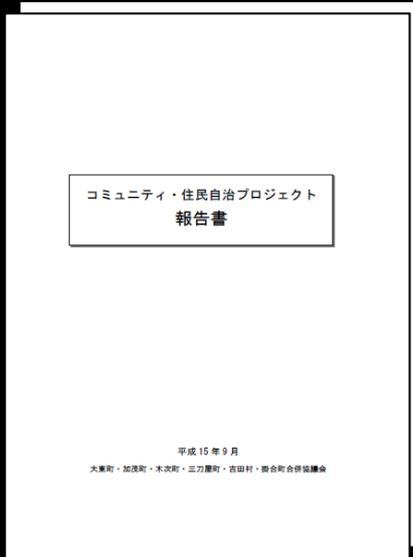
地域自主組織の設立経緯

- ◆ 集落機能を補完する新たな自治組織の確立
- ◆ 地域の主体性に基づく組織化が進むような環境づくり

地域自主組織を位置付け

H16

H15



新市建設計画

H20 まちづくり基本条例施行

H19 総合計画策定

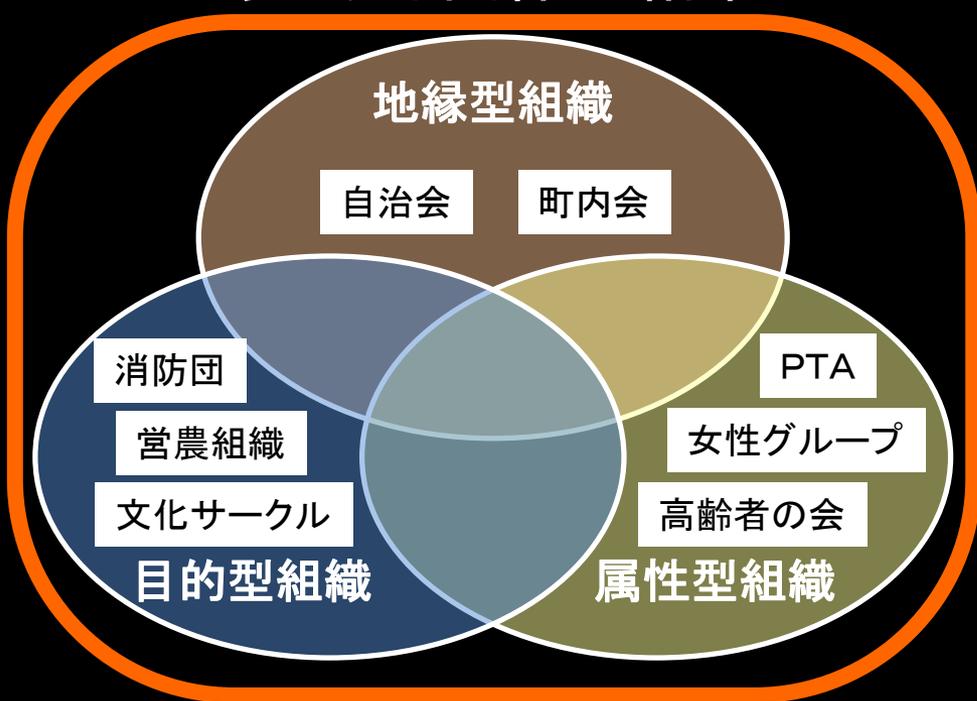
H17
~ H19

地域自主組織
設立

H16.11
雲南市発足

基本的な仕組み

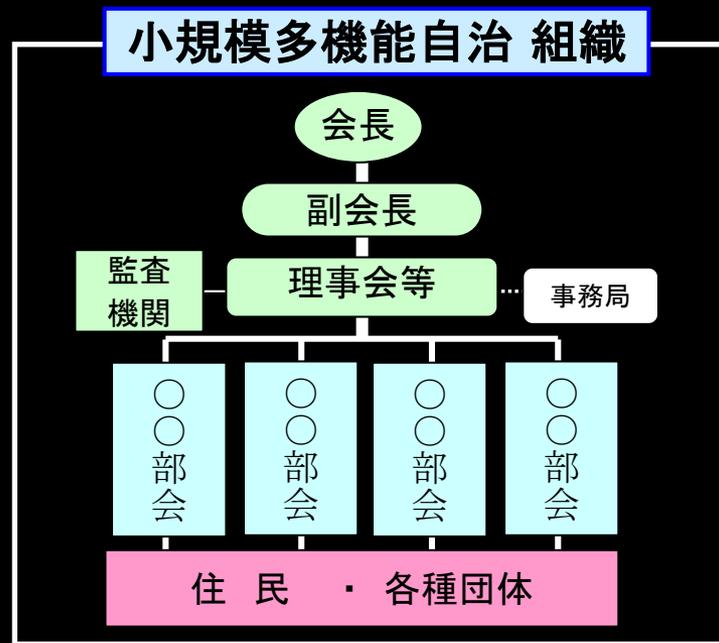
概ね(小)学校区域で
あらゆる団体が結集



～考え方～

“1世帯1票制”
ではなく
“1人1票制”

地域の総力を結集し、
地域課題を自ら解決！



地域の経営体

(住民自治のプラットフォーム)

地域自主組織(一覽)

H26.10.31現在							
町	No.	地域自主組織名	拠点施設名	人口	世帯	高齢化率	面積km2
大東町	1	大東地区自治振興協議会	大東交流センター	3,768	1,241	31.8%	14.68
	2	春殖地区振興協議会	春殖交流センター	2,256	685	32.8%	12.01
	3	幡屋地区振興会	幡屋交流センター	1,576	463	33.9%	13.61
	4	佐世地区振興協議会	佐世交流センター	1,698	492	34.9%	14.72
	5	阿用地区振興協議会	阿用交流センター	1,233	395	33.3%	11.68
	6	久野地区振興会	久野交流センター	625	208	41.3%	28.41
	7	海潮地区振興会	海潮交流センター	1,769	549	37.8%	38.36
	8	塩田地区振興会	塩田交流センター	166	66	50.5%	18.76
加茂町	9	加茂まちづくり協議会	加茂交流センター	6,112	1,889	31.3%	30.91
木次町	10	八日市地域づくりの会	八日市交流センター	956	411	38.4%	1.09
	11	三新塔あさば協議会	三新塔交流センター	1,074	381	39.2%	1.20
	12	新市いきいき会	新市交流センター	583	195	38.4%	0.85
	13	下熊谷ふれあい会	下熊谷交流センター	1,004	383	27.3%	2.57
	14	斐伊地域づくり協議会	斐伊交流センター	2,178	703	24.9%	5.48
	15	地域自主組織 日登の郷	日登交流センター	1,577	482	35.3%	20.77
	16	西日登振興会	西日登交流センター	1,148	338	37.1%	13.15
三刀屋町	17	温泉地区地域自主組織 ダム湖の郷	温泉交流センター	503	172	46.4%	18.96
	18	三刀屋地区まちづくり協議会	三刀屋交流センター	2,581	956	27.9%	4.95
	19	一宮自主連合会	一宮交流センター	1,985	624	32.7%	16.91
	20	雲見の里いし	飯石交流センター	804	258	38.0%	13.48
	21	躍動と安らぎの里づくり鍋山	鍋山交流センター	1,461	449	36.8%	23.84
吉田町	22	中野の里づくり委員会	中野交流センター	572	215	42.2%	23.50
	23	吉田地区振興協議会	吉田交流センター	1,081	393	41.7%	58.05
	24	民谷地区振興協議会	民谷交流センター	173	54	43.1%	15.00
	25	田井地区振興協議会	田井交流センター	638	213	38.9%	40.93
掛合町	26	掛合自治振興会	掛合交流センター	1,558	550	33.0%	20.61
	27	多根の郷	多根交流センター	502	167	41.1%	12.70
	28	松笠振興協議会	松笠交流センター	354	112	39.2%	18.82
	29	波多コミュニティ協議会	波多交流センター	348	155	49.3%	29.28
	30	入間コミュニティ協議会	入間交流センター	282	118	48.1%	28.09
計				40,565	13,317	34.1%	553.37

- ・H19年度に市内全域で結成完了
- ・住民発意により発足

- 地域自主組織数=30組織
- 拠点数=30交流センター

- ※H19.9.30、新市いきいき会が
市内最後の自主組織として発足。
(当時44組織目)
- ※H22.4.1、掛合地区で3つのコミュニ
ニティが1つに統合。
(市全域で42組織に)
- ※民谷分校の閉校を契機に、
H26.1.21、民谷地区振興協議会
が吉田地区から分離独立。
(当時43組織目)
- ※加茂町では14組織を一本化し、
H27.3.8、加茂まちづくり協議会が
発足。(市全域で30組織に)

地域自主組織(一覽)

■面積規模

0.85~73km²程度
(平均約18.45km²)

■人口密度

10~925人/km²程度
(平均193人/km²)



■人口規模

200人弱~6000人程度
(平均約1350人)

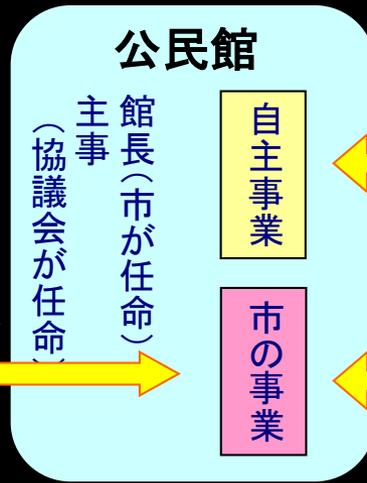
■世帯数

60弱~1900世帯程度
(平均約440世帯)

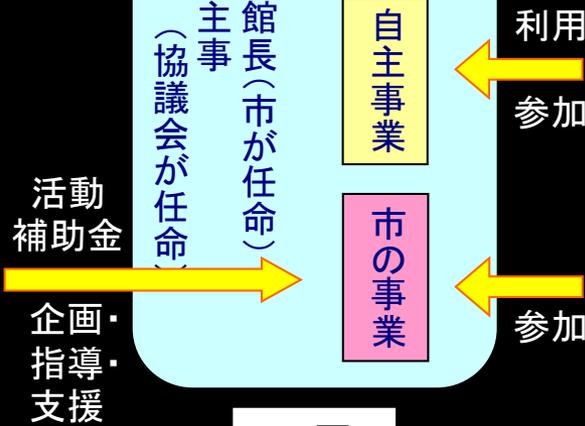
拠点施設の確保／組織との一体化（雲南市）

公民館

雲南市
(所管 教育委員会)



地域住民



↓
H22年度～

交流センター

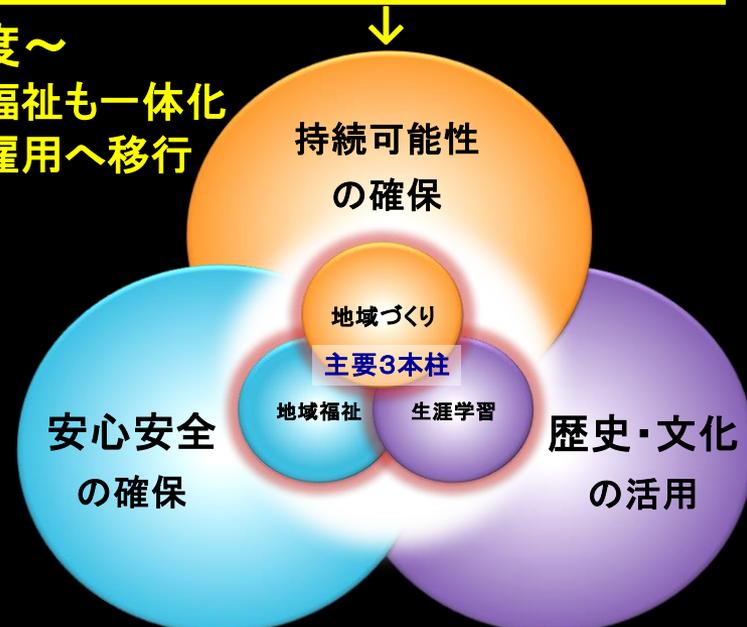
雲南市
(所管 市長部局)



移行
一体化

H25年度～

- 地域福祉も一体化
- 地域雇用へ移行



地域自主組織
の活動拠点

地域づくり担当職員による支援

幅広い市民活動の拠点

地域同士の学び合い・高め合いの場

～ 地域自主組織取組発表会 ～



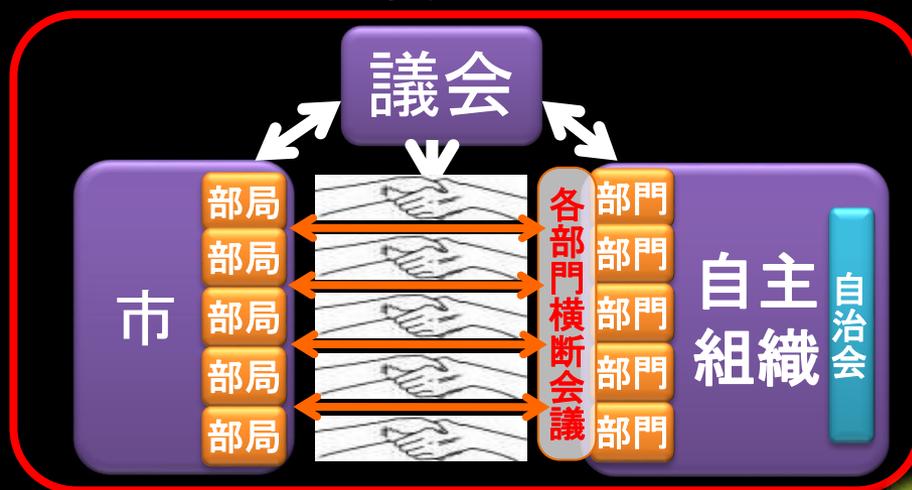
地域の方々が、相互に活動を紹介し合う場
... 年2回に分けて発表

地域と行政の協議の場

■平成25年度から、「地域円卓会議」を本格導入

※地域と「直接的に・横断的に・分野別で」協議

(平成25年度からの概念図)



具体的方法

円卓会議方式

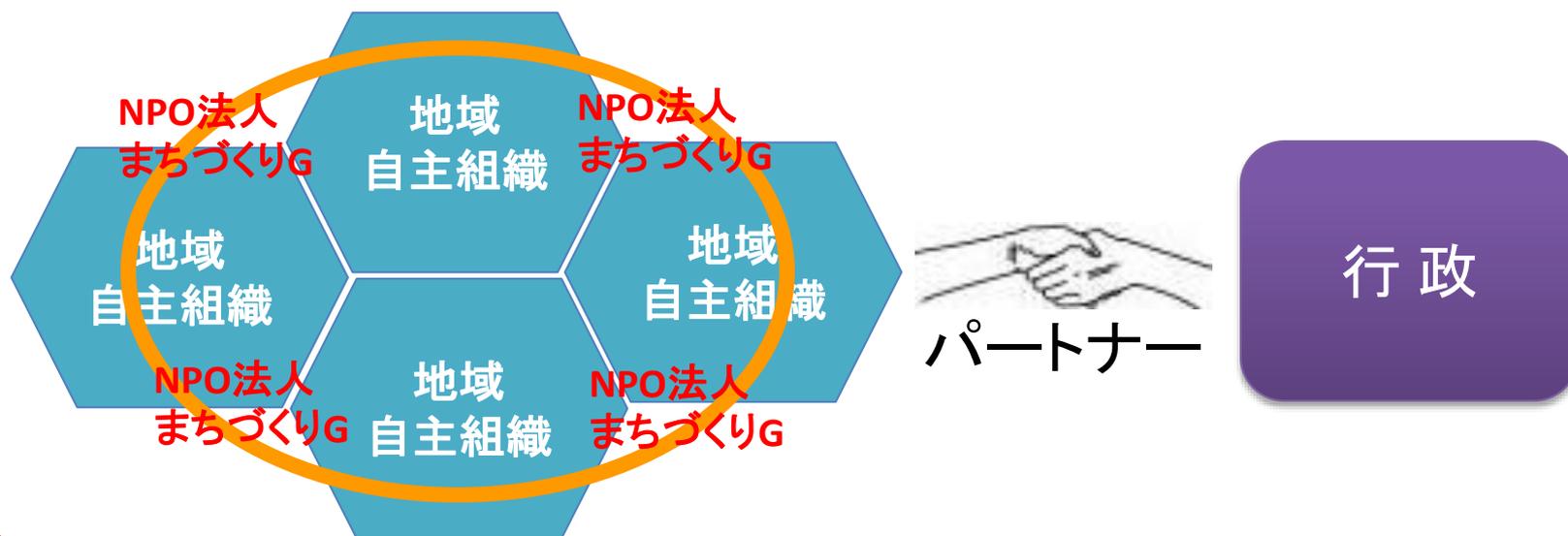


市民と行政が 垂直的関係から水平関係に (統制的) (協働)

まちづくりの基本理念(共通の目標)

生命と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり

協働のまちづくり



- 住民自治の中核 = 地域自主組織
- NPO法人・まちづくりG = 自治を補完

意識改革
(市民はまちづくりのパートナー)

安心生活見守り事業

躍動と安らぎの里づくり鍋山

「まめなか君の水道検針」 「守る君のまかせて支援事業」



市水道局との委託契約で
検針機会を利用し、
毎月、全世帯を訪問、声かけ。

24時間体制で
要支援者の見守りと
SOSを受信



産直コーナー



憩いのコーナー



笑んがわ市

中野の里づくり委員会



- ・平成22年10月にJAが閉店し、空き店舗の活用を地域で検討。
- ・平成23年6月、産直市＋サロン機能の「笑んがわ市」をオープン。
- ・毎週木曜日、午前10時～午後2時まで営業。
- ・産直コーナー：地元の野菜、JA果樹センターの果物、漁港からの鮮魚販売、パンの移動販売、生協、包丁研ぎ等、売り手が集まっている。
- ・憩いのコーナーは、200円を支払えば誰でも手作りのお茶請けやコーヒーが飲食可能で、地域内外の人たちの楽しい交流の場となっている。

地域住民による預かり保育

- ・公立幼稚園の放課後に、地域住民が公立幼稚園を借りて預り保育を実施。
- ・幼稚園終園後の14時～18時(春・夏・冬の長期休暇は8時～18時)まで開所。
- ・平成26年現在、一時預かりを含め12人が利用(日・季節ごとで変動)。
- ・スタッフは常勤2名、補助者5名。
- ・昭和40年から、春・秋の農繁期のみ公民館等で季節保育所を開設し、農家等の子育て支援を行ってきた。
- ・地区内にある公立幼稚園が改築されるタイミングに合わせ、その幼稚園の中に子育て相談室の設置を行政に要望して実現。



海潮中学校ボランティア部との交流

田井地区振興協議会

伝統・文化×次世代育成

- ・平成15年から伝統文化の伝承の一環として、「深野神楽こども教室」を公民館事業として開講。
- ・月に2回の練習、公演機会は年10回程度。
- ・神楽笛も子どもたちが行う。
- ・神楽が好きな子は、保育所から中学校まで11年間継続。
- ・高校生から大人と一緒に深野神楽団へ。
- ・神楽を中心とした郷づくりにより、地域の大人たちが次世代を担う子どもたちを育てる意識が醸成。
- ・神楽をしたいが為に、大学卒業後にUターンする人も！



宿泊・交流活動

入間コミュニティー協議会

廃校活用による交流活動

- ・旧入間小学校を入間交流センターに改修。
(大学・学生との連携)
- ・通常の交流センターの機能に加え、
宿泊、食事提供機能を付加。

- ・料理の質も高く、年々宿泊者数が増加。

H25年度 宿泊者数 500人弱

H26年度 宿泊者数 900人弱

- ・スクールバスで帰ってきた小学生が帰りに「ただいま」と寄り、宿題をしたりして保護者の迎えを待つ。



波多交流センター



- ・区内唯一の小売店の撤退を受け、交流センター内に、「店舗」開設。
- ・全日本食品(株)と連携し、豊富な品揃え。
- ・拠点を活かし、地域自主組織が運営
- ・サロン機能もあり、買い物客は無料送迎。



小規模多機能自治推進 ネットワーク会議

【発起団体】

雲南市・朝来市・伊賀市・名張市

小規模多機能自治推進ネットワーク会議

全国的にネットワーク化
(情報共有・連携)

様々な推進上
の課題

内的要因

- ・組織づくり策
- ・拠点づくり策
- ・人材確保策
- ・人材育成策
- ・条例整備策 等

外的要因

- ・税制面
- ・財政面
- ・規制面
- ・法人制度 等

状況・
課題
の共有

ML情報交換
ブロック会議

全国の自治体等

- ・取り組んでいる
- ・これから...
- ・関心がある

45都道府県内
の198会員
(H28.1.1現在)

H27.2.17
142会員で発足

推進

課題への対応策

推進上の課題

- 被雇用者の増加
- 会計規模の増大
- 公益的経済活動の増加

- 雇用責任の明確化
- 事業責任の明確化
- 税制上の扱い

適する法人格
の取得が必要

(ブランドメッセージ)

幸運なんです。
雲南です。

わたしたちの雲南市には

実にさまざまな幸があふれています。

美しい日本の原風景、自然の幸。

神話に彩られた史跡や文化遺産...歴史の幸。

毎日が新鮮、たわわな食の幸。

そして親（ちか）しく交わされる笑顔、人の幸。

変化が求められる時代に、

これだけの幸に恵まれた幸運に感謝して

このまちに生まれ、育ち、暮らすことに誇りを持ちたい。

幸運なんです。雲南です。

自治基本条例 見直し検討ワークシート

前文
 第1章 総則（第1条—第3条）
 第2章 自治の基本理念（第4条）
 第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）
 第4章 自治を担う主体の責務等
 第1節 市民（第7条・第8条）
 第2節 議会（第9条・第10条）
 第3節 市長及び市の職員（第11条・第12条）
 第5章 コミュニティ（第13条）
 第6章 市政運営（第14条—第23条）
 第7章 市民意思の表明及び尊重（第24条—第26条）
 第8章 国及び自治体等との連携及び協力（第27条）
 第9章 市民自治推進委員会（第28条）
 第10章 条例の見直し（第29条）
 附則

平成24年度検討概要

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見
前文	<p>鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。</p> <p>その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。</p> <p>そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。</p> <p>私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。</p> <p>このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。</p> <p>ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。</p>	

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見
第1章 総則		
(目的)	<p>第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。</p>	
(定義)	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。</p> <p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3) 市 議会及び執行機関をいいます。</p> <p>(4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。</p> <p>(6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。</p>	<p>(1) 「市民」の定義について、外国人の位置づけをどのようにするか。</p> <p>(4) 『意思決定に関わること』という所が、わかりにくいように思う。</p>
(条例の位置づけ)	<p>第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。</p> <p>2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。</p>	
第2章 自治の基本理念		
	<p>第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。</p> <p>2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。</p>	
第3章 自治の基本原則		
(参画及び協働の原則)	<p>第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。</p> <p>2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。</p> <p>3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。</p>	

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見
(情報共有の原則)	第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。	市民と市とは一方通行でなく双方向の関係が重要とされている。 そこで現在各地区の自治会等まちづくりを志向している人たちが抱えている問題、課題、要望等、情報の入手はどのように行われているのだろうか。 様々な政策を決定する課程で、策定委員会、審議会等は地域住民のニーズの把握はしっかりと行われて政策決定に活用されているのだろうか。そしてその情報の共有の実際はどのようになっているのだろうか。また、そこに当委員会が関わり、支援すれば住民の意志に沿って前進することになるのではないかと。
第4章 自治を担う主体の責務等		
第1節 市民		
(市民の権利)	第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。 (1) まちづくりに参画し、協働すること。 (2) 市が保有する情報を知ること。 (3) 行政サービスを受けること。	
(市民の責務)	第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。 (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。 (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。	
第2節 議会	(議会の役割及び責務) 第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。 2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。 3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。	・3項に係る「議会活動に関する情報提供」について、議員の責務を更に明確化する必要がある。 ・具体例としては、議会基本条例等の制定を議員自らの責任のもとに制定する必要がある。 ・この度の市庁舎建設問題に関しても、一応の民主的手続きに基づき取り扱われてきてはいるが、その重要性に鑑み、議会としての市民に対する検討段階からの情報提供が不十分であったとのそしりは免れない。
(議員の責務)	第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。	

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見
第3節 市長及び市の職員	<p>(市長の役割及び責務)</p> <p>第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。</p> <p>2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。</p> <p>3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。</p> <p>4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。</p>	
(職員の責務)	<p>第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。</p> <p>3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。</p>	
第5章 コミュニティ	<p>第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。</p> <p>2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。</p> <p>3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。</p> <p>4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。</p> <p>5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。</p>	<p>コミュニティ活動の拠点施設として地区公民館を位置づけている。私は拠点はもっと柔軟に考えても良いのではないかと思う。</p> <p>地域についても学区区、自治会等に定めなくても、日常生活圏域等実態に合った範囲で良いと思うが、どうだろう。</p> <p>そこで拠点は「地区公民館及びその他それぞれの地域における集会所等」としてはどうだろう。</p>
第6章 市政運営		
(市政運営の原則)	<p>第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。</p> <p>2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。</p> <p>3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。</p>	
(総合計画)	<p>第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。</p> <p>2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。</p>	<p>2項の総合計画を常に検討と見直すことについては、表現を改めて、実態に合わせる検証、改正が必要と考えています。</p>
(財政運営)	<p>第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。</p> <p>2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。</p>	
(組織)	<p>第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。</p>	

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見
(情報の公開及び提供)	<p>第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。</p> <p>2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	<p>現在、どのような内容の情報公開が求められているのか、よく分かりませんが、企業や事業者が営利目的から情報公開を求めたような場合でも、対応する必要があるのかどうか、議論の余地があるように思います。</p> <p>市民の知る権利を保障するといえども、それは、公共の福祉のために利用されるという認識が前提ではなからうかと思われるからです。</p>
(個人情報の保護)	<p>第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	
(行政手続)	<p>第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。</p> <p>2 市は、法令等に基づく不利益処分等の基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	
(行政評価)	<p>第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。</p> <p>2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。</p>	
(附属機関等の委員の選任)	<p>第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。</p>	
(説明責任)	<p>第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。</p>	
第7章 市民意思の表明及び尊重		
(意見等への対応)	<p>第24条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等（以下「意見等」といいます。）に対して、迅速かつ的確に対応します。</p> <p>2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。</p>	

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見
(市民政策コメント)	<p>第25条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。</p> <p>2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	
(住民投票)	<p>第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。</p> <p>3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。</p>	<p>・常設型住民投票条例へ改革する。 市民のニーズは多様化・複雑化してきており、市政の重要事項については、二元代表制を補完する立場から、直接市民の意思が反映できるシステムの構築が必要</p> <p>・検討に当たっては、自治基本条例の制定時と同様に議会との協働による取り組みが重要である。</p> <p>今般、市庁舎の耐震移転問題で、住民からの住民投票の動きがあり、マスコミでも取り上げられていることから、住民投票についての市民の関心は大変高まっていると思われます。</p> <p>それに伴い、住民投票が認められる「住民」をどう捉えればよいのか、議論があるところと思われます。</p> <p>具体的には、住民税等を納めている永住外国人にも、条例制定請求権を認めるのかどうか、議論が分かれるところと思われます。</p> <p>元々、住民投票は、地方自治法第74条による「有権者による直接請求権」を具現するものであり、さらに、同法第12条により条例制定請求権は、「日本国民たる住民に認められた権利」であること等を十分考慮する必要があるように思われます。</p> <p>常設型とするか非常設型とするか 本県においても、一部の地方公共団体（北栄町）で常設型の住民投票制を設けているところもあり、議論があるところかと思われます。</p> <p>本県の1/3の人口規模を抱える本市の政策範囲は、多岐・他分野にわたり、その政策推進の裏付けとなる予算措置等は膨大なものです。</p> <p>また、地方自治体の意思決定は、議会が最終決定するところであり、議会が最高決定機関となっています。</p> <p>常設型は、議会運営や議会の存在そのものが軽視化される懸念があり、かつ、多額な費用が必要となりましょう。</p> <p>本市の場合は、現在どおり、重要な案件ごとに条例で個別対応した方が、適切と思われます。</p> <p>・投票資格者について、年齢や在日外国人をどうするか。他市の事例も参考に。</p>

章、条の見出し	条文	市民自治推進委員会意見
第8章 国及び自治体等との連携及び協力		
	<p>第27条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。</p> <p>2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。</p>	
第9章 市民自治推進委員会		
	<p>第28条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。</p> <p>2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。</p> <p>3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。</p>	<p>地域におけるコミュニティ活動の実情を調査するため、出来る限り地区の自治会が開催する集会に出席し、情報を入手し実効があがる活動を支援し、本市と市民の参画と協働の実際を市長に報告する仕組みにしてはどうだろうか。</p>
第10章 条例の見直し		
	<p>第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。</p> <p>2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。</p>	<p>「4年を超えない期間ごと」に見直す規定について、現行のままでもよいか。</p>
附則		
	この条例は、平成20年10月1日から施行します。	

平成25年3月21日

鳥取市長 竹内 功 様

鳥取市市民自治推進委員会
委員長 大久保 良隆

鳥取市自治基本条例の見直しについて（答申）

平成24年9月28日付け発企協第433号で諮問のあった鳥取市自治基本条例の見直しについて、別紙のとおり答申します。

別紙

鳥取市自治基本条例の
見直しに係る答申書

平成25年3月21日

鳥取市市民自治推進委員会

1 はじめに

鳥取市は、自治を担う「市民」と「市」がそれぞれの特性を生かしながら協働してまちづくりを行うための基本ルール「鳥取市自治基本条例」を、平成20年10月1日に施行しました。

本条例第29条には、定期的な条例の検討とその結果による必要な措置について、制度として保障しており、条例施行日から4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討することが規定されています。そのことから、鳥取市市民自治推進委員会は、平成24年9月に市長からの諮問を受け、第5回から第11回まで計7回の委員会を開催し、条例の検討を行いました。

自治推進委員会にとって、条例の検討作業は施行後初めてのことであり、かつ、限られた期間での作業となりましたが、各委員がそれぞれの経験に基づく意見を出し合い、慎重な審議が図られました。

2 自治基本条例に関する検証

1 検証の方法

条例の検証については、市長からの諮問を受け、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分果たしているかという視点に立ち、市の各課の条例の運用状況、まちづくり協議会との意見交換、各条項における社会情勢の変化への適合状況、条例に基づく取り組み状況、新たな条項の追加の必要性等について審議を行いました。

2 基本条例見直しに関する項目

条例の検証にあたっては、条例制定時の委員の思いも大切にしながら、条例各条項が本市にふさわしいものであるか、社会情勢の変化に適合したものであるかという視点で、全ての条項につき検討し、そのなかでも本委員会が検討すべき条項及び事項として抽出した項目についてさらに論議しました。

その上で、しっかりと時間をかけて集中的に議論すべきであると考えた住民投票、新たな項目としての危機管理の追加の必要性、鳥取方式の地区公民館を拠点とした地域コミュニティの現状と課題の3点を中心に議論を進めました。

3 検証の結果

条項ごとに、社会情勢の変化への適合状況等について検証した結果、新たな項目として「危機管理」条項の追加が必要であるとの考え方で意見が一致しました。また、一部条文についてより市民に分かりやすい表記について検討しました。検証結果は以下のとおりです。

第2条（定義）関係

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（4）参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。

【検証】

参画の意味は、意思決定に主体的に参加することであり、かつ、自律的に活動していくというところがポイントなのだが、この文章だとそのあたりが少し曖昧と思われる。

【提案】

例えば、「市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程の意思決定に主体的に関わり、自律的に活動に参加することをいいます。」という表記がより相応しいのではないかと考える。

第13条（コミュニティ）関係

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

【検証】

条例の制定当初は、コミュニティの範囲は敢えて限定しないとの基本的立場に立っており、第2条第6号で規定する「コミュニティ」の定義でも、「地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織である」とされ、地域コミュニティとテーマコミュニティを区分はしていない。第13条第1項から第4項まではこの考えで問題はないと考える。

ただし、条例施行から4年が経過し、あらためて条文を考えてみると、第5項のコミュニティを限定した方が分かりやすいのではないかと考える。

【提案】

例えば、「地区公民館を地域コミュニティの活動の主要な拠点施設として」という表記がより相応しいのではないかと考える。

第18条（情報の公開及び提供）関係

（情報の公開及び提供）

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

【検証】

ある地区のまちづくりを考えると、地域性に合うデータの存在はあらゆる面で重要な要素になるが、現在鳥取市においては、まちづくりの単位は地区であると言っているのに、地区で話し合うべきデータが存在しない。そのため、まちづくりをしていこうという意識喚起ができない状況がある。

【提案】

条例の運用として、「可能な限り地区を単位として」のまちづくりに必要な情報の積極的な作成及び公表なども考えていく必要がある。

第26条（住民投票）関係

（住民投票）

第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

【検証】

住民投票については、各委員の意見が大きく分かれる問題でありましたが、現在本市は非常設型の住民投票制度を位置づけているため、常設型とした場合のメリット、デメリットを基本に議論を進めました。既に常設型の住民投票制度を導入している自治体の事例も参考にしながら、常設型住民投票条例のポイントとなる基本的な構成要素についての意見交換を行いました。

ポイントとして挙げられた構成要素のなかでも、投票対象事項としては、対象にできない事項をあらかじめ規定しておくといういわゆるネガティブリスト方式を採用することや、投票形式、成立要件、投票結果の取り扱い、請求の制限期間等については委員の意見の一致が得られましたが、発案権者や投票資格者に永住外国人や未成年者を含めるか否かでは一致できませんでした。

【提案】

結果として、現時点では常設型・非常設型のどちらかでの意見の一致は図れませんでした。以下に、常設型ないし非常設型の立場での主要な意見を列挙しますので、今後の社会情勢の変化などをよく見極めながら進める参考としていただきたい。

i 住民投票全体について

【常設型】

- ・地方自治の望ましさからいけば、理想はやはり常設型である。
- ・重要なもの、争点に関しては、市民もしっかりと考え住民投票をしていくという事例もできたので、そういう意味では常設にしていく時期がそろそろきているのではないかな。
- ・ネガティブリストをきちっと作成し、安易に頻繁に発動されることがないように要件を整えればよいのではないかなと思う。
- ・私たち市民がいつでも議論を喚起できるような環境を整えていくことが、これからの地方自治にとっては、非常に重要ではないかと思う。
- ・住民投票がどのように扱われるかという条件を整えることが重要なわけで、そのため

には、常設型にして、そのうえで、どういう時に住民投票が行われるのかということ
をきちんと定義することが、一番求められることだと思う。

【非常設型】

- ・行政施策については、議会が最高の決定機関である。常設型だと、議会軽視の社会環境を生み出すのではないか。
- ・投票のたびに、その執行に際し膨大な予算を使うことになる。
- ・市の行政施策の運営にとっても重大だというような場合に、市民の傾向を把握するための手段ないし方策として、そういった時に異議を認めたらいいのではないかと思うので、個別型で運用されるのがベストではないか。
- ・常設型にすると、議論が尽くせないままに投票に入る恐れがあるので、やはりそこは議会というものを絡めて、そこで審議してもらい、その意見というものを広く一般に知らしめて、自分の考えを固めるということは、大事だと思う
- ・市民の思いを踏まえて議会で議論を行い、その結果に基づき住民投票条例を制定する方が、より一般の市民にはわかりやすいと考える。
- ・今回の市庁舎整備に関する住民投票の経験を生かさないうで、制度ばかり前倒しで作るというの、いささか現実と離れている気もする。

ii 住民投票条例の基本的構成要素について

意見の一致した項目

1 投票対象事項

- ・投票対象にできない事項をあらかじめ規定しておく方式で構わない（ネガティブリスト方式）。

2 発案権者の範囲

- ・住民、議員、首長の三者からの発案・発議可能とする。

3 投票の選択肢の形式

- ・基本的に二者択一。
- ・選択肢が2つに絞りきれない場合も想定されるため、但し書きで、3つ以上の選択肢を設定することも可能。

4 投票の成立要件

- ・投票率50%以上の場合に成立とする。

5 投票結果の取り扱い

- ・現行どおり、結果を尊重することによい。

6 請求の制限期間

- ・同一内容での住民投票を短期間に何度もすることを制限する。制限期間は2年程度を適当とする。

意見の一致しなかった項目

1 発案権者及び投票資格者の範囲（永住外国人の取り扱いについて）

【常設型】

- ・同じように税金を払っていて、同じように鳥取市民として、私たちと共に生活しておられる永住外国人の方を排除する必要性がどこにあるのかなということと思う。
- ・鳥取市の自治とかまちづくりという視点でこの問題を考えると、やはり、税金を払っているかどうかではなくて、生活そのものに影響するような施策については永住外国人にも影響はあるわけで、鳥取市がどういう施策を進めるかについては直接影響がある。そういう面では、永住外国人の意見を聞くということも大事な視点だと思う。
- ・鳥取市が進めているまちづくりという営みの中で、永住外国人も当然参加していただくという視点に立てば、同じ目線でご意見をいただいてもよいのではないかな。
- ・国政の論理を地方にそのまま当てはめるとするのは、それはまた議論としては違ったものになるのではないかなと思う。
- ・国籍よりもそこに住んでいるメンバー、ステークホルダーという言い方をするが、そのステークホルダー同士で、この地域をどう創り上げていくのか、自分の住む環境をどうよくしていくのかという議論が、これからは大事なのではないかな。

【非常設型】

- ・税金というのは、そこに住む者が、利便性を享受するために払っているのであって、税金問題と参政権付与とは別だと考えた方がいい。
- ・住民投票というのは結局、政策本意の選挙みたいなものだから、住民投票そのものが選挙に近づいていくということではないのかなと思う。将来的に、そうなったときに、公選法上は日本国民に限っているのに、どうして住民投票では永住外国人を含むのかというつじつまの合わない話になりはしないか。
- ・投票というのは、実質的な参政権に結びつくのではないかな。永住外国人には、公職選挙法では及んでいない。よって含めるべきではないと思う。
- ・案件ごとに住民投票条例を制定し、そのなかで資格内容を検討・判断した方がいいのではないかな。
- ・条例で、公職選挙法等の規制がないから何でも決めていいということにはならないのではないかな、条例でそこを定めるにしても、関連する上位の法令を超えてまでは書けないのではないかな。
- ・地方参政権というのは法律の範囲内でしかできないことになっている。そういう建前である以上は、公職選挙法でどうなるのかというのを考えておかなければいけない。

2 発案権者及び投票資格者の範囲（未成年者の取り扱いについて）

- ・公職選挙法の動向を注視しなければならない。
- ・将来的には、市政を担う若い人たちにも影響するようなことがあれば、公職選挙法で定められている20歳にこだわることなく、年齢的なものは弾力的に考えていかなければならないことも出てくるかもしれない。

「危機管理」条項の追加について

【検証】

現在、約1700自治体中、約250自治体で自治基本条例や同じ趣旨の条例が制定されています。本条例は、制定後4年が経過していますが、特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、市民の「危機管理」に対する関心も高く、自治基本条例制定自治体の中でも、97自治体が、危機管理に関する規定を設けており、本市においても、市民の安全・安心な暮らしを守るため、市民と行政の役割を明確にする新たな規定の追加が必要と考える。

【提案】

以下に「自助、共助、公助」の理念を踏まえて、条文の案を提案しますので、見直しの際には参考にいただければと思います。

- 1 市は、市民の生命、財産を災害から守るため、災害に強い都市構造の整備及び行政の災害対応力の向上、並びに市民の災害対応力の向上に努めます。
- 2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。
- 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、地域において相互に助け合えるよう連携及び協力体制の整備に努めます。

3 まとめ

自治基本条例第29条の規定に基づき、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分果たしているかという視点に立ち、市の各課の条例の運用状況、まちづくり協議会との意見交換、各条項における社会情勢の変化への適合状況、条例に基づく取り組み状況、新たな項目追加の必要性等について審議を行いました。

検証の結果、「危機管理」条項の追加など、新たな課題も明確になりました。特に、東日本大震災以降、「危機管理」に対する市民の関心や意識の高さを考慮し、現状にあった条項の追加の必要性等について検討していくべきであると考えます。

また、「住民投票」については、時間をかけ審議しましたが、意見の一致が図れず、両論を併記することとなりました。

主な意見としては、市民がいつでも議論を喚起できるような環境を整えるためにも常設型の住民投票条例の基本となる理念をこの自治基本条例にも規定すべきだとされる意見や、一方では、制度ばかり前倒しで作るとするのは現実的ではないのではないかとされる意見、事案ごとに個別条例が制定できる現行制度（非常設型）が好ましいなどの意見が交わされました。

今後も、自治基本条例の理念に基づく行政運営に努めるとともに、本市の自治を担う主体である「市民」と「市」が互いの特性を生かしながら協働してまちづくりを行うことで、市民一人ひとりが大切にされる地域社会を創造していただきたいと思います。

課題の共有（市各課の意見）

資料2-3

- 前文
- 第1章 総則（第1条-第3条）
- 第2章 自治の基本理念（第4条）
- 第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）
- 第4章 自治を担う主体の責務等
 - 第1節 市民（第7条・第8条）
 - 第2節 議会（第9条・第10条）
 - 第3節 市長及び市の職員（第11条・第12条）
- 第5章 コミュニティ（第13条）
- 第6章 市政運営（第14条-第23条）
- 第7章 危機管理（第24条）
- 第8章 市民意思の表明及び尊重（第25条-第27条）
- 第9章 国及び自治体等との連携及び協力（第28条）
- 第10章 市民自治推進委員会（第29条）
- 第11章 条例の見直し（第30条）
- 附則

章、条の見出し	条文	課題
前文	<p>鳥取市は、唱歌「故郷(ふるさと)」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。</p> <p>その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。</p> <p>そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。</p> <p>私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。</p> <p>このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。</p> <p>ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。</p>	

章、条の見出し	条文	課題
第1章 総則		
(目的)	<p>第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。</p>	
(定義)	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。</p> <p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3) 市 議会及び執行機関をいいます。</p> <p>(4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。</p> <p>(6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。</p>	<p>市民の定義における法人の立ち位置がよく分かりません。「団体」に含むのでしょうか。団体といえば、第7条の「人として」尊重され、がともにかかることになり、少々気になります。</p>
(条例の位置づけ)	<p>第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。</p> <p>2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。</p>	
第2章 自治の基本理念		
	<p>第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。</p> <p>2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。</p>	
第3章 自治の基本原則		
(参画及び協働の原則)	<p>第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。</p> <p>2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。</p> <p>3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。</p>	<p>第14条の表現とのバランスがとれていないのでは（第14条に記載）</p>

章、条の見出し	条文	課題
(情報共有の原則)	第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。	
第4章 自治を担う主体の責務等		
第1節 市民		
(市民の権利)	第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。 (1) まちづくりに参画し、協働すること。 (2) 市が保有する情報を知ること。 (3) 行政サービスを受けること。	
(市民の責務)	第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。 (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。 (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。	一つの事例として、民地（宅地、農地等）と官地（道路、水路等）の管理（除雪、草刈、ゴミ清掃など）について、特に境界にあっては官地には一切関わらず、むしろ官地から少しでも民地へ入り込むもの（草やゴミなど）があれば苦情となるケースが増えつつある。古い時代は、民地に面する官地は簡単作業であれば住民が管理していた。 したがって、地域住民間及び地域住民と行政間において、共に助けあう地域社会を目指すため、「自助、共助、公助」について実践することを強調してほ
第2節 議会		
(議会の役割及び責務)	第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。 2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。 3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。	

章、条の見出し	条文	課題
(議員の責務)	第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。	
第3節 市長及び市の職員		
(市長の役割及び責務)	<p>第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。</p> <p>2 市長は、市の職員(以下「職員」といいます。)を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。</p> <p>3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。</p> <p>4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。</p>	<p>第3項の人材育成とは一般市民、職員、又は双方のことか</p> <p>鳥取市の条例ではあるが、中核市や連携中枢都市を目指しているという観点から、市の責務に「鳥取県(山陰)東部圏域を牽引する役割を担う」内容を記載してはどうか。 本条項が適正か、または第14条または第28条あたりでもよいかもしれない。(中核市移行はH30なので、次回見直し時でもよい)</p>
(職員の責務)	<p>第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。</p> <p>3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。</p>	
第5章 コミュニティ		

章、条の見出し	条文	課題
	<p>第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。</p> <p>2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。</p> <p>3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。</p> <p>4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。</p> <p>5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。</p>	<p>これからの地域まちづくりの中心的な役割が期待されるまちづくり協議会について、なにがしかの位置づけが必要ではないか。</p> <p>”地区公民館＝コミュニティの活動の拠点施設”という部分がわかりにくいと思います。</p> <p>”生涯学習”という言葉が入れば、少々つながりがわかりやすくなるかと思います。</p> <p>そのため、例えば、どこかに、「市民は、生涯学習に努めるとともに、自らの知識や能力をまちづくりに還元するよう努めます。」と「市は、市民の参画・協働を送促進するため生涯学習の機会を提供し、自主自立的なまちづくり活動を支援しなければならない。」というようなことは入らないでしょうか？</p>
第6章 市政運営		
(市政運営の原則)	<p>第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。</p> <p>2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。</p> <p>3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。</p>	<p>(総務課)</p> <p>第3章では、市民の参画及び協働の機会の保障と表現されており、少々温度差を感じる</p>
(総合計画)	<p>第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。</p> <p>2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。</p>	
(財政運営)	<p>第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。</p> <p>2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。</p>	<p>(総務課)</p> <p>しなければなりません→します させるよう→するよう</p>
(組織)	<p>第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。</p>	

章、条の見出し	条文	課題
(情報の公開及び提供)	<p>第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するように努めます。</p> <p>2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	<p>積極的に公開→積極的に提供 いわゆる情報公開と情報の提供の理念が混在していないか</p>
(個人情報の保護)	<p>第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	
(行政手続)	<p>第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。</p> <p>2 市は、法令等に基づく不利益処分等の基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	
(行政評価)	<p>第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。</p> <p>2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。</p>	
(附属機関等の委員の選任)	<p>第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。</p>	
(説明責任)	<p>第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。</p>	
第7章 危機管理		

章、条の見出し	条文	課題
	<p>第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態(以下「災害等」といいます。)から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。</p> <p>2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。</p> <p>3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。</p>	
第8章 市民意思の表明及び尊重		
(意見等への対応)	<p>第25条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等(以下「意見等」といいます。)に対して、迅速かつ的確に対応します。</p> <p>2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。</p>	反映させるよう→反映するよう
(市民政策コメント)	<p>第26条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。</p> <p>2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	
(住民投票)	<p>第27条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。</p> <p>3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。</p>	
第9章 国及び自治体等との連携及び協力		
	<p>第28条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。</p> <p>2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。</p>	

章、条の見出し	条文	課題
第10章 市民自治推進委員会		
	<p>第29条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。</p> <p>2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。</p> <p>3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。</p>	
第11章 条例の見直し		
	<p>第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。</p> <p>2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。</p>	<p>自治基本条例は、首長の交代や短期的な社会・経済情勢の変化などに左右されない普遍的な自治の基本理念を定めるものであって、改定ありきの見直しは不要である。例えば住民投票の細則や総合計画の議決の在り方、特定個人情報の扱いなどが見直し議論の対象になったとしても、個別的な内容や首長や議会の思想・信条等で考え方が変わるようなものは、別途対応すべきである。</p>
附則		
	<p>この条例は、平成20年10月1日から施行します。</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行します。</p>	

自治基本条例施行後の主な取り組みについて

1 各条項の主な取り組みについて

前文

鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。

その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。

そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。

私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。

このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。

ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。

取り組み状況

前文で明確にされた「条例制定の趣旨やまちづくりに対する基本的な考え方、決意など」に基づき、自治基本条例を施行・運用しています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。

取り組み状況

目的に則り、自治基本条例を施行・運用しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

取り組み状況

定義のため特になし。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

取り組み状況

市は、本規定に基づき、「他の条例等の制定、改廃及び運用」を行っています。

※ 参考 第22条

第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

第3章 自治の基本原則

(参画及び協働の原則)

第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。

3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。

取り組み状況

本基本原則に基づき、参画と協働のまちづくりを推進しています。

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

取り組み状況

本原則に基づき、情報共有を行っています。

※ 参考 第18条、第19条

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

(1) まちづくりに参画し、協働すること。

(2) 市が保有する情報を知ること。

(3) 行政サービスを受けること。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

第2節 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

- 2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。
- 3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

第3節 市長及び市の職員

(市長の役割及び責務)

第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

- 2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。

- 3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。
- 4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

(職員の責務)

- 第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。
- 3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

取り組み状況

(1) 平成12年4月に策定し、平成18年6月に改訂した「新鳥取市人材育成基本方針」に基づき、合併後の本市と分権時代に相応しい人材育成の一層の充実・強化を図っています。

(2) 「協働のまちづくり」に関する職員研修

- ・平成25年度 主任級を対象 「ボランティア・市民活動について」
- ・平成26年度 係長級を対象 「とっとり県民活動活性化センターの役割」
- ・平成27年度 主任級を対象 「元気な地域を創るために一まちづくりと地の活性化」
- ・毎年新規採用職員を対象に「市民との協働」について講義形式で研修を実施するとともに、活動団体を招いての座学を実施。

第5章 コミュニティ

- 第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。
- 2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。
- 3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。
- 4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。
- 5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

取り組み状況

地区公民館を、生涯学習活動の拠点施設並びにコミュニティ活動の重要な拠点施設として位置づけ、市民と市が適切な協力関係

のもとに支え合う「市民と市との協働のまちづくり」の実現に向けて、コミュニティの充実、強化を図ってきました。

(1) 必要な支援について

- ・協働のまちづくりの基本的な考え方をまとめた「協働のまちづくり基本方針」の策定及び協働のまちづくりをわかりやすくまとめた「協働のまちづくりハンドブック」の作成（H21 年度）
- ・市内の協働の取り組み事例をまとめた「協働事業事例集」の作成（H23 年度）

(2) 財政的な支援について

- ・鳥取市自治連合会補助金
- ・鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金
- ・鳥取市市民まちづくり提案事業助成金

(3) 自治会加入率について

- ・平成24年度には自治会加入促進事業を実施 鳥取市自治連合会加入率 67.3%（H27.4）

(4) まちづくり協議会について

全61地区で設立。地域コミュニティ計画策定 60地区。協働のまちづくり支援宣言 60地区

(5) 地区公民館の充実

職員配置、施設整備など

第6章 市政運営

（市政運営の原則）

第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。

3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

※第2項 例：ローカルマニフェストの公表

(総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

取り組み状況

第10次鳥取市総合計画（平成28年4月策定）

○基本構想：平成28～37年度（10年間）

○基本計画：平成28～22年度（5年間）

○基本的な考え方

- ➡ 「ひと」を大切にすまちづくり
- ➡ 「鳥取市らしさ」を大切にすまちづくり
- ➡ 「市民一人ひとり」によるまちづくり

○まちづくりの理念

「鳥取市を飛躍させる、発展させる」

○めざす将来像

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」

- ▶ 第10次鳥取市総合計画は、多くの市民のみなさんから建設的な意見・提言をいただきながら、地方創生の時代、そして平成30年4月の中核市への移行を見据え、平成28年3月に策定。
- ▶ 総合計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間を展望し、本市のめざす将来像とその実現に向けた‘まちづくりの目標’を示した「基本構想」と平成32年度までの5年間の具体的な施策を示した「基本計画」からなり、具体的な事業は「実施計画」として明らかにしています。
- ▶ 戦略的に施策を展開するため、PDCAサイクルにより成果を重視した進行管理を行います。
- ▶ 基本計画では、めざす将来像を「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」とし、まちづくりの理念とまちづくりの目標を掲げ、その実現に向けて展開する諸施策等を個別に掲げています。
- ▶ 人口減少の抑制に向け、若者を中心とした定住や雇用・就業環境の確保、まちのにぎわいづくりといった課題の克服や「鳥取市の強み」を生かしたまちづくりを強力的に推進するため、平成27年9月に「鳥取市創生総合戦略」を策定しました。この総合

戦略の諸施策については、「郷土愛を育み 人がつながる まちむら創生」として基本計画の「重点施策」に位置づけ、総合的、一体的な推進を図り、将来像の実現に向け取り組みます。戦略期間：平成27年度から平成31年度

(財政運営)

第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。

取り組み状況

本市は、「鳥取市財政概況報告書作成及び公表に関する条例」に基づき、毎年2月1日及び8月1日に収入及び支出の概況など半期分の財政概況報告書を公表しています。

市民の意見を予算に反映させる手段として、各種事業の基本構想や基本計画を策定する段階で、審議会等に公募委員を募ったり、計画等の案を市民政策コメントにかけるなどの取り組みを積極的に展開しています。

(組織)

第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

取り組み状況

主な組織・機構改革

- H20.4 • コミュニティの充実・強化を図るため、企画推進部に「コミュニティ支援室を設置」 など
- H22.5 • 中山間地域の地域づくりを総合的に推進するため、地域振興室に代えて「中山間地域振興課」を設置
- H28.4 • 協働のまちづくり強化を図るため企画推進部に「地域振興局」を設置
 (地域振興課・協働推進課・市民総合相談課)
- 相談体制の強化を図るため「鳥取市消費生活センター」を設置 など

(情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

取り組み状況

鳥取市情報公開条例（平成11年3月制定）に基づき、市民等からの行政文書の開示請求に対応しています。

▶開示状況

主な請求内容は、建設リサイクル法による届出書、工事設計書、農地転用に関する文書でした。「部分開示」は主に個人情報、法人情報に該当する部分を一部不開示としたものです。

機関	全部開示	部分開示	不開示	嫁文書なし	請求拒否	合計
市長	26	72	0	6	0	104
教育委員会	10	7	0	1	0	18
農業委員会	0	24	0	0	0	24
選挙管理委員会	0	1	0	0	0	1
水道事業管理者	18	3	0	0	0	21
病院事業管理者	1	0	0	0	0	1
議会	3	2	0	0	0	5
合計	58	109	0	7	0	174

（平成26年度）

▶開示請求者の内訳

区分	個人	法人・団体	合計
市内在住者	31	81	112
市外在住者	6	56	62
合計	37	137	174

（平成26年度）

（個人情報の保護）

第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

取り組み状況

鳥取市個人情報保護条例（平成14年9月制定）に基づき、市が保有する市民の個人情報についての取扱いを行っています。

▶開示請求の対応状況

「部分開示」は第三者の情報が含まれているため、一部不開示としたものです。

「不開示」は、法令により公開することができない文書であるため不開示としたものです。

機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	請求拒否	合計
市長	2	8	1	0	0	11

※市長部局以外への開示請求はなし

(平成26年度)

(行政手続)

第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

2 市は、法令等に基づく不利益処分の基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

取り組み状況

「行政手続法」及び「鳥取市行政手続条例」(平成7年12月制定)に基づき、行政手続に関する取扱いを行っています。

・所管課で不利益処分の基準及び申請に対する審査基準を定め、随時変更。

(行政評価)

第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

取り組み状況

行政評価は、施策・事業の各段階において、一定の基準・指標をもって目標や目的の達成度についての測定及び課題の検証を行い、その結果を行政運営の改革・改善につなげるとともに、予算編成などの行政運営に反映させます。

- ▶ 平成26年度 市民で構成された「鳥取市総合企画委員会」及び「鳥取市行財政改革推進市民委員会」による外部評価を実施。また、内部事務システムの導入による行政評価支援システムを稼働させ、第9次総合計画に掲げる施策評価、実施計画に該当する事務事業評価を実施しました。
- ▶ 平成27年度 「鳥取市総合企画委員会」から、第10次総合計画の策定に係るご意見をいただきました。行財政改革大綱に基づく実施計画に係る中間評価に対し「鳥取市行財政改革推進市民委員会」からご意見をいただきました。

（附属機関等の委員の選任）

第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

取り組み状況

（1）「審議会等の設置・運営等に関する基準」及び「審議会等の委員の公募実施要領」（共に平成12年4月策定）に基づき、審議会等の公募委員の選任を行っています。

目標及び達成状況

事項	内容	達成状況
女性委員の選任割合	平成22年度末までに40%を越えるよう努める（平成20年4月1日施行）	28.0% （H25.3末）
公募委員の選任割合	20%を超える	9.9%※ （H28.4）

※正式な数値ではないため、参考

（説明責任）

第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

(危機管理)

第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。

2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。

取り組み状況

- ▶ 平成25年度、まちづくり協議会の行う防災対策活動を助成するため、鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金に「防災力向上事業」を追加。（3年間の時限制度）
- ▶ 災害に強い庁舎整備の推進
- ▶ 防災マップの作成や、要援護者等の避難体制の整備

(意見等への対応)

第25条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等（以下「意見等」といいます。）に対して、迅速かつ的確に対応します。

2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

取り組み状況

本市の主な広聴制度

制度・仕組み	平成26年度	平成27年度
市政提案箱 ～市長への手紙～	177	110
陳情・要望	127	112
市民相談	936	集計中
市民政策コメント	第26条のとおり	
無料法律相談	221	205

専門相談	49	50
くらし110番	810	集計中
地区要望	919	900
地域づくり懇談会	31地区	30地区

※地区要望は、それぞれ平成27年度要望及び平成28年度要望を表す。

(市民政策コメント)

第26条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

- 2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。
- 3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

取り組み状況

市民政策コメント実施要綱（平成13年1月策定）に基づき実施しています。

年度	案件数	意見等受付件数
平成26年度	12件	180件
平成27年度	18件	836件超

※平成27年度分意見受付については集計中のものがあるため。

(住民投票)

第27条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

- 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。
- 3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

取り組み状況

投票日において年齢満20歳以上の日本国籍を有する者を投票資格者として鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例を平成24年3月22日制定。(投票日の翌日から起算して90日を経過した日に効力失効)

平成24年5月20日 「鳥取市庁舎整備に関する住民投票」執行

投票率 50.81% 投票総数 78,967 票 有効投票数 78,013 票 無効投票数 954 票

第8章 国及び自治体等との連携及び協力

第28条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

第9章 市民自治推進委員会

第29条 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

取り組み状況

任期	委員数	委員会開催回数	意見等
平成20年11月27日～ 平成23年3月31日	10名	H20年度 3回 H21年度 6回 H22年度 6回	・H21年度「鳥取市自治推進委員会 報告書」 ・H22年度「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」
平成23年4月1日～ 平成25年3月31日	10名	H23年度 6回 H24年度 12回	・H23年度「鳥取市市民自治推進委員会 活動報告書」 ・H24年度「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」 鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申
平成25年4月1日～ 平成27年3月31日	10名	H25年度 7回 H26年度 6回	・平成25年度「鳥取市市民自治推進委員会 活動報告書」 ・平成26年度「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」

平成27年4月1日～ 平成29年3月31日	10名	H27年度 6回 H28年度 10回 (予定)	・平成27年度「鳥取市市民自治推進委員会 活動報告書」
--------------------------	-----	-------------------------------	--------------------------------

第10章 条例の見直し

第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

取り組み状況

平成26年4月1日 改正自治基本条例施行

基 本 構 想

第1編 基本構想

第1章 計画策定の趣旨

本市は、平成16年11月、近隣8町村と合併し、山陰地方初の20万都市・鳥取市として歩みはじめ、市域の一体的発展と各地域の個性や魅力を生かした特色あるまちづくりの実現に取り組んできました。

さらに平成22年3月に鳥取県東部1市4町により、「鳥取・因幡定住自立圏¹」を形成し、平成24年3月には兵庫県新温泉町も参画し、圏域としての魅力を高め、中核都市としての基盤を確固たるものにしました。

合併から11年を経る間、時代の潮流は、人口減少や急速な少子高齢化の進展による社会構造の変化、平成20年以降の世界的な金融・経済危機の影響による経済・雇用状況の低迷、東日本大震災の発生を契機とした防災意識の高まりなど、大きな転換期を迎えています。

また、東京圏へ集中している人の流れを変えると同時に、活力ある地域をつくる「地方創生」の取組を、地方はもとより国を挙げて進めています。

こうした中、本市が将来にわたって発展を続けていくためには、自立性の高い自治体として市民サービスを充実し、市民と行政はもとより、まちを構成するさまざまな主体がそれぞれの役割を担い、参画と協働を一層高めながら、圏域全体で未来へと発展するまちづくりを進めていくことが重要です。

これらの状況を踏まえ、多くの市民から建設的な意見・提言をいただきながら、地方創生の時代、そして、平成30年4月の中核市²への移行を見据え「第10次鳥取市総合計画」を策定します。

第2章 計画の役割、構成と期間等

1 計画の役割

この計画は、「新市まちづくり計画」や「第9次鳥取市総合計画」、「新市域振興ビジョン」を踏まえ、平成37年度までの長期展望にたつて、市勢振興の基本的方向を示すとともに、本市のめざす将来像を明らかにするものであり、具体的には次のような役割を担うものです。

- (1) 市民等³においては、市民が主役となるまちづくりの方向性を明らかにしたものです。

¹鳥取・因幡定住自立圏：鳥取県東部1市4町、兵庫県新温泉町で形成する圏域。圏域に必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図る。

²中核市：都市の人口規模によって定められた日本の都市制度の1つ。市に都道府県の事務権限を移譲する制度で、中核市には、政令指定都市に準じた事務が移譲される。

³市民等：市内に在住する人、市内で働きまたは学ぶ人、市内において事業または活動を行う団体。

- (2) 行政においては、長期的な市政運営のめざす目標を明らかにし、市民とともに主体的かつ計画的にまちづくりに取り組む上での指針となるものです。
- (3) 国、県等に対しては、計画の実現に向けた連携やそれぞれの役割を明確にする上で本市の施策を明らかにするものです。

2 計画の構成と期間

この計画は、次のとおり「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

- (1) 基本構想・・・10年間（平成28年度～37年度）

基本構想は、本市のめざす将来像とその実現に向けた「まちづくりの目標」を明らかにしたものです。また、主な指標として、人口と財政の長期的な見通しを示します。

- (2) 基本計画・・・5年間（平成28年度～32年度）

基本計画は、基本構想を推進するために取り組む施策を明らかにしたものです。

なお、まち・ひと・しごと創生法に基づき平成27年9月に策定した「鳥取市創生総合戦略（戦略期間：平成27年度～31年度）」は、総合計画の「重点施策」として位置づけます。

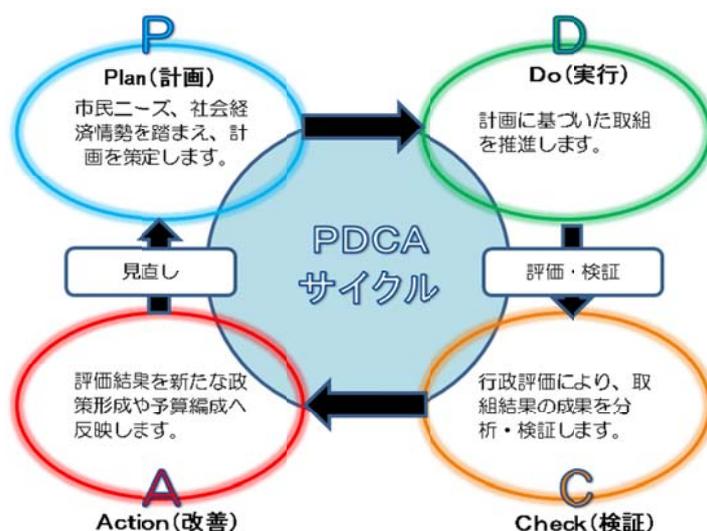
- (3) 実施計画・・・前期（平成28年度～30年度）後期（平成30年度～32年度）

実施計画は、基本計画で示された施策に基づき、平成32年度までの毎年度実施する具体的な事業を3年間の前期実施計画と後期実施計画に区分して明らかにします。後期実施計画は、前期実施計画の成果を踏まえて策定します。

3 計画の進行管理

「まちづくりの目標」の実現に向け、戦略的に施策等を展開するため、行政評価や予算編成等と連動させ、PDCAサイクル⁴により成果を重視した進行管理を行います。

なお、計画の評価・検証は毎年度実施し、必要な見直しを行っていくこととします。



⁴PDCAサイクル：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（検証）、ACTION（改善）の4つのステップを一つのプロセスとしてとらえ組織を運営していくことで、継続的な改善を図るマネジメントの考え方。

第3章 人口と財政の長期的な見通し

平成37年までの10年間における本市の人口と財政に関する見通しは次のとおりです。

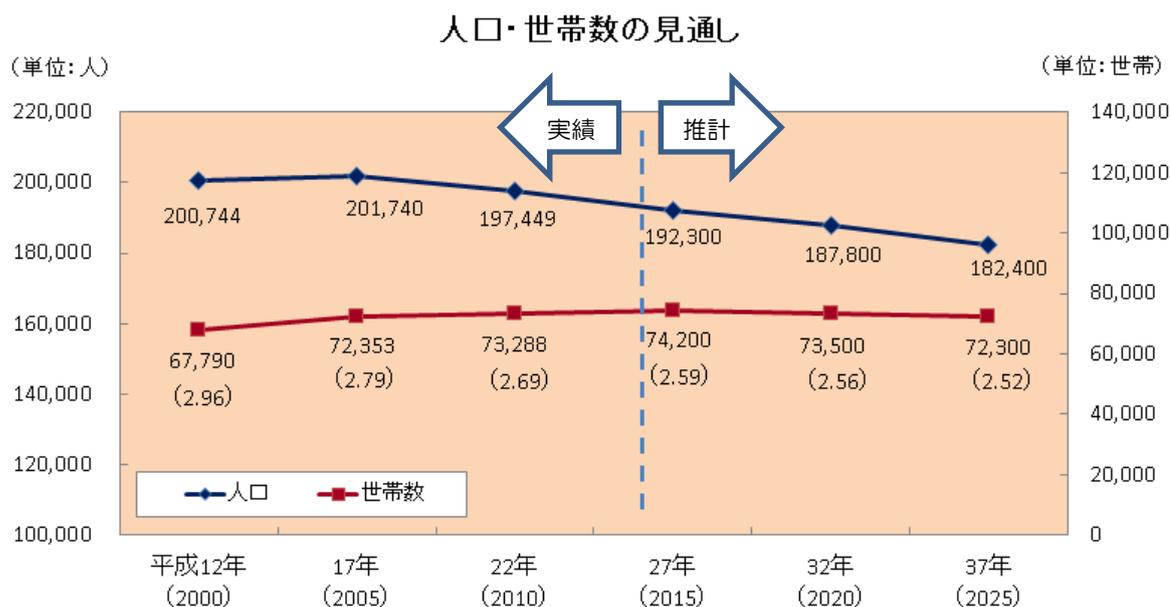
1 人口・世帯数の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の推計⁵によると、我が国の人口は、平成22年をピークに減少傾向に転じており、平成60年には1億人を割り、平成72年には8,674万人にまで減少すると見込まれています。

本市の人口もまた、少子化や生産年齢人口（15歳～64歳）の転出超過等から、平成17年の国勢調査人口201,740人をピークに減少傾向となっています。

本市の将来的な人口減少対策の指針として目標人口を定めた「鳥取市人口ビジョン」⁶では、平成32年には187,800人、平成37年には182,400人に減少すると推計しています。

また、世帯数は、過去の推移から平成37年には72,300世帯、1世帯あたりの世帯人員は2.52人程度になると予測され、今後もさらに核家族化が進み、単独世帯の増加が続くと見込まれます。



資料：国勢調査 平成12年～平成22年（平成12年は合併前の9市町村合計）
 平成27年以降は、鳥取市人口ビジョン等による推計値。
 ※（ ）は1世帯あたりの構成員数。

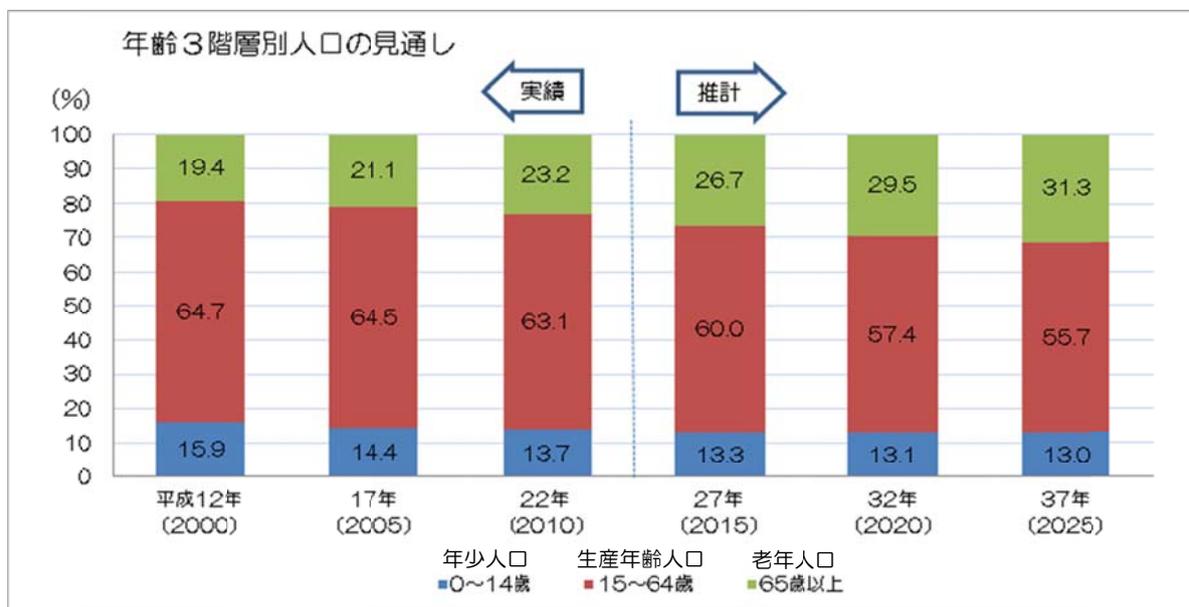
2 年齢階層別人口の見通し

年齢階層別の人口では、平成22年に23.2%であった本市の老年人口（65歳以上）の割合は、平成37年には8.1%上がり31.3%となり、高齢化が一層進展すると予測さ

⁵国立社会保障・人口問題研究所の推計：人口や世帯の動向、社会保障政策や制度の研究を行っている、厚生労働省に所属する国立の研究機関が示した日本の将来推計人口（平成25年3月推計）出生中位、死亡中位推計。

⁶鳥取市人口ビジョン：本市の人口の現状を分析し、めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。（平成27年9月策定）

れます。一方、平成22年に13.7%であった本市の年少人口（0歳～14歳）の割合は平成37年には0.7%下がり13.0%となると予測され、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は、平成22年に63.1%であったものが、平成37年に7.4%下がり55.7%となり、働く世代の人口構成に占める割合が減少することが見込まれます。



年代	平成12年		平成17年		平成22年	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
0～14歳	31,995	15.9	28,948	14.4	27,085	13.7
15歳～64歳	129,843	64.7	130,141	64.5	124,586	63.1
65歳以上	38,906	19.4	42,651	21.1	45,778	23.2
総数	200,744	100.0	201,740	100.0	197,449	100.0

年代	平成27年		平成32年		平成37年	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
0～14歳	25,500	13.3	24,600	13.1	23,700	13.0
15歳～64歳	115,400	60.0	107,800	57.4	101,600	55.7
65歳以上	51,400	26.7	55,400	29.5	57,100	31.3
総数	192,300	100.0	187,800	100.0	182,400	100.0

資料：国勢調査 平成12年～平成22年（平成12年は合併前の9市町村合計）
 平成27年以降は、鳥取市人口ビジョンによる推計値。

3 財政の見通し

本市は、市町村合併以降、“国と地方財政の三位一体改革⁷⁾”や“リーマンショックに端を発した世界的金融危機⁸⁾”等を通じて、「選択と集中」による財政運営の実践に努め、将来にわたる強固な財政基盤の確立をめざしてきました。その結果、近年、各種財政指標は、年々順調に向上しています。

このような中、今後 10 年間の歳入のうち、市税は、企業誘致が好調なことも相まって、計画期間を通して総額 35.3 億円の増収を見込んではいらぬものの、人口減少、高齢化の進展、地価の下落等に伴う減収がこれを上回り、平成 37 年度には現状を下回る規模になると見込んでいます。地方交付税⁹⁾は、現行の算定方法が維持されると仮定した上で、中核市への移行に伴う事務・事業の増加や社会保障関連経費の増大等による影響により、緩やかに増加すると見込んでいます。市債は、臨時財政対策債¹⁰⁾分を除く公債費¹¹⁾をできる限り速やかに 60 億円程度まで引き下げることがめざし、平成 32 年度以降の新たな発行を 40 億円（臨時財政対策債を除く）としています。

歳出のうち、扶助費¹²⁾については、生活保護費や障害福祉サービス給付費等の社会保障関連経費の増加傾向が続き、拡大する見込みです。また、普通建設事業費¹³⁾は、新本庁舎、工業団地、可燃物処理施設の整備等により、一時的な増加を見込んでいます。人件費は、中核市への移行や退職金の増減等を除き、横ばいで推移するものと見込んでいます。公債費は、これまで積極的に行ってきた任意の繰上償還や市債発行の厳選効果により、臨時財政対策債を除く元利償還金が着実に減少し、平成 37 年度には概ね 60 億円まで減少しますが、今後も臨時財政対策債を毎年 38 億円発行しなければならないと仮定しているため、総額では前年度に比べて増加する年度も生じる見込みです。

これらを踏まえ、今後 10 年間の本市の財政を見通すと、前半の 5 年間は、これまで計画的に積み増してきた基金を取り崩しながらの運営となりますが、後半には基金の積み増しも可能となることから、平成 37 年度末には、目標に掲げる財政調整基金¹⁴⁾と減債基金¹⁵⁾の合計残高 50 億円を達成するとともに、基金総額も 100 億円を超える見込みです。

⁷⁾三位一体改革：2004 年度から 2006 年度にかけて行われた国と地方公共団体の行財政システムに関する「国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の見直し」の一体的な改革。

⁸⁾世界的金融危機：サブプライムローン（アメリカの低所得者層や信用度の低い個人を対象にした住宅融資）問題をきっかけとした、2007 年のアメリカの住宅バブル崩壊から連鎖的に発生した一連の国際的な金融危機。

⁹⁾地方交付税：地方公共団体間の税源の不均衡を調整し、一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、国税のうち、所得税、酒税、消費税等の一定の割合を、国が地方公共団体に対して交付する税をいう。

¹⁰⁾臨時財政対策債：国の地方財政対策の制度改革により、平成 13 年度から新たに設けられた特例地方債で、国から地方公共団体に分配する地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として借入するもの。この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、後年度の地方交付税に算入されることとなっている。

¹¹⁾公債費：地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金など。

¹²⁾扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対して、その生活を維持するために行うさまざまな支援に要する経費。

¹³⁾普通建設事業費：道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新增設等の建設事業に要する経費。

¹⁴⁾財政調整基金：地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金。

¹⁵⁾減債基金：地方債の償還を計画的に行うために設けられる基金。

歳入の見通し

(単位：百万円)

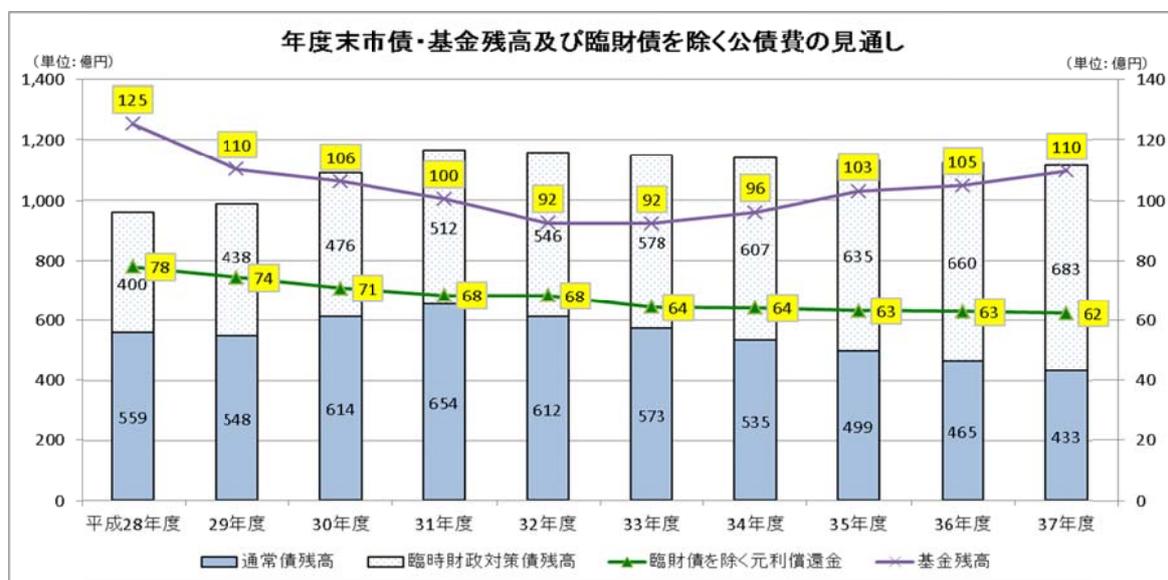
項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
市税	23,303	23,485	22,877	22,970	23,192	22,639	22,699	22,841	22,260	22,298
地方譲与税・交付金	4,595	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565
地方交付税	23,228	22,125	23,357	23,372	23,393	24,135	24,365	24,420	24,974	25,065
国・県支出金	20,607	19,179	20,197	20,011	20,272	20,518	20,778	21,041	21,320	21,600
市債	8,267	11,494	18,902	16,039	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
繰入金	1,578	1,874	816	985	1,205	495	495	495	495	495
その他	13,492	13,442	13,412	12,862	12,812	12,762	12,712	12,662	12,612	12,532
歳入計	95,070	97,164	105,126	101,804	94,239	93,914	94,414	94,824	95,026	95,355

歳出の見通し

(単位：百万円)

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
人件費	11,910	11,870	12,765	12,482	12,787	12,569	12,221	12,134	12,417	12,155
物件費	10,822	10,780	11,121	11,065	11,010	10,955	10,900	10,845	10,791	10,737
維持補修費	1,325	935	935	935	935	935	935	935	935	935
扶助費	18,856	19,233	19,990	20,389	20,797	21,213	21,637	22,070	22,512	22,962
補助金・負担金等	11,225	10,561	9,881	9,818	9,782	9,413	9,407	9,234	9,315	9,267
普通建設事業費	10,837	13,250	20,461	17,637	9,188	9,188	9,188	9,188	9,188	9,188
公債費	9,971	9,834	9,505	9,501	9,732	9,569	9,724	9,714	9,700	9,674
積立金	320	360	400	400	400	479	868	1,198	690	988
繰出金	11,629	12,166	11,871	11,880	11,911	11,896	11,837	11,809	11,781	11,752
その他	8,175	8,175	8,197	7,697	7,697	7,697	7,697	7,697	7,697	7,697
歳出計	95,070	97,164	105,126	101,804	94,239	93,914	94,414	94,824	95,026	95,355

※市債は、臨時財政対策債の仕組みが継続されることを前提とし、各年度に38億円を発行した場合を想定しています。
 ※市債、繰入金及び普通建設事業費が平成29年度から31年度にかけて増えている要因は、新本庁舎、河原インター山手工業団地、新布袋工業団地、東部広域可燃物処理施設の整備に係る経費等の大規模プロジェクトによるものです。



第4章 時代の潮流とまちづくりの課題

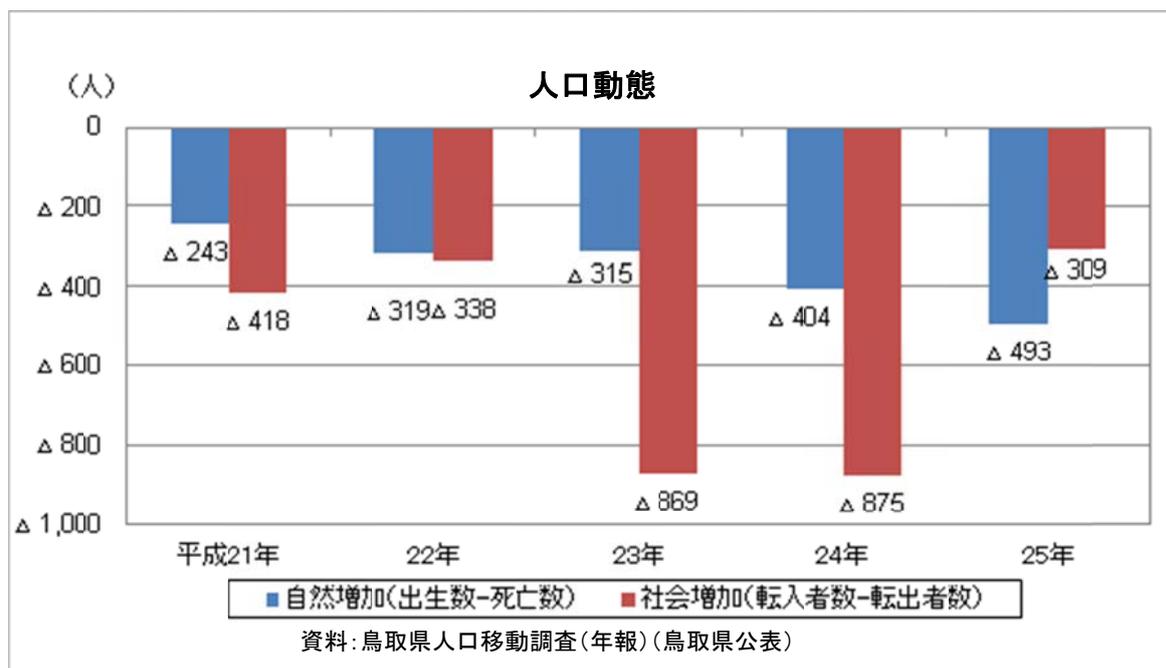
わたしたちを取り巻く時代の潮流で本市に関わりがあるもの、そして総合計画策定の背景として認識すべきものとしては、次のようなことが考えられます。

1 人口減少時代の到来

我が国の人口は、減少基調が続いており人口構成も大きく変化しています。結婚に対する意識の変化に伴う晩婚化や未婚率の上昇により、次代を担う子どもたちの出生が低迷している一方で、健康寿命¹⁶の延伸等により高齢者の割合は高くなっています。また、東京圏への人口の一極集中と地方の空洞化が一層進展しています。

こうした状況が続けば、本市においても、若い世代を中心とする転出超過、中山間地域の過疎化や中心市街地の空洞化、地域コミュニティ¹⁷機能の低下、社会保障費の増大などによる社会の活力低下をもたらすことが懸念されます。

これらを踏まえ、若者が「住み続けたい」、「住んでみたい」と思う魅力あるまちづくりや子どもを安心して産み育てやすい環境づくり、高齢者や女性など幅広い人材が活躍できるまちづくりなど、人口が減少しても持続的で活力のある、すべてのひとが住みやすいまちをつくっていくことが必要です。



2 多様な価値観や多彩なライフスタイルへの対応

社会の成熟化や情報通信技術の進化等に伴い、新たな価値観やライフスタイルが生まれています。人々の意識は「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」に変化し、それとともに、

¹⁶健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

¹⁷地域コミュニティ：地域または共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うもの。

便利で快適な都市的生活を求める一方で、農山漁村の豊かな自然や伝統文化と共生する暮らしを求める動き等も進んでいます。

こうした中、本市においては、豊かな自然とまちが共存する利点を生かし、自然によりもたらされるゆとりやうるおいと、都市としての利便性の双方を市内外の人々に提供できるまちづくりが求められています。

また、市民一人ひとりが多様な価値観を認め合い、世代や性別を問わず、就職、結婚、子育て、介護など、年齢に伴って変化するライフステージ¹⁸に合わせ、誰もが自己実現できるまちづくりが必要です。

3 地域経済の再生

我が国の経済は、平成 20 年に発生したリーマンショック後の景気後退や東日本大震災等の影響による厳しい状況から、国の経済対策の効果等により、緩やかな回復基調にあります。しかしながら、地方への経済波及は遅れており、効果が現れるにはまだ時間が必要です。

こうした中、本市においては、国や県の施策を有効に活用しながら、企業誘致や地場産業の振興、6次産業化¹⁹や農商工連携²⁰による高付加価値化に向けた新たな取組等を進め、地域経済の再生、雇用状況の改善を図っています。

今後も国や県の動向、国内外の経済情勢を踏まえた取組を進めるとともに、成長分野の産業育成や地域経済を支える人材を確保することが必要です。

4 グローバル化²¹の進展と交流人口の拡大

経済活動のグローバル化、交通や情報通信技術の発展により、人・モノ・情報・文化等さまざまな交流が国境を越えて活発化しています。

本市においては、鳥取砂丘コナン空港発着の「鳥取―東京」間の 1 日 5 便運航や鳥取自動車道の全線開通に続き、山陰自動車道や山陰近畿自動車道など高速道路ネットワークの整備が進んでおり、国内と海外の交流の結節点となる条件が整いつつあります。

こうした中、国際競争力をもった産業の育成や外国人観光客の誘致等とともに、シティセールス²²を推進し、交流人口の拡大、地域経済の発展につなげていくことが必要です。

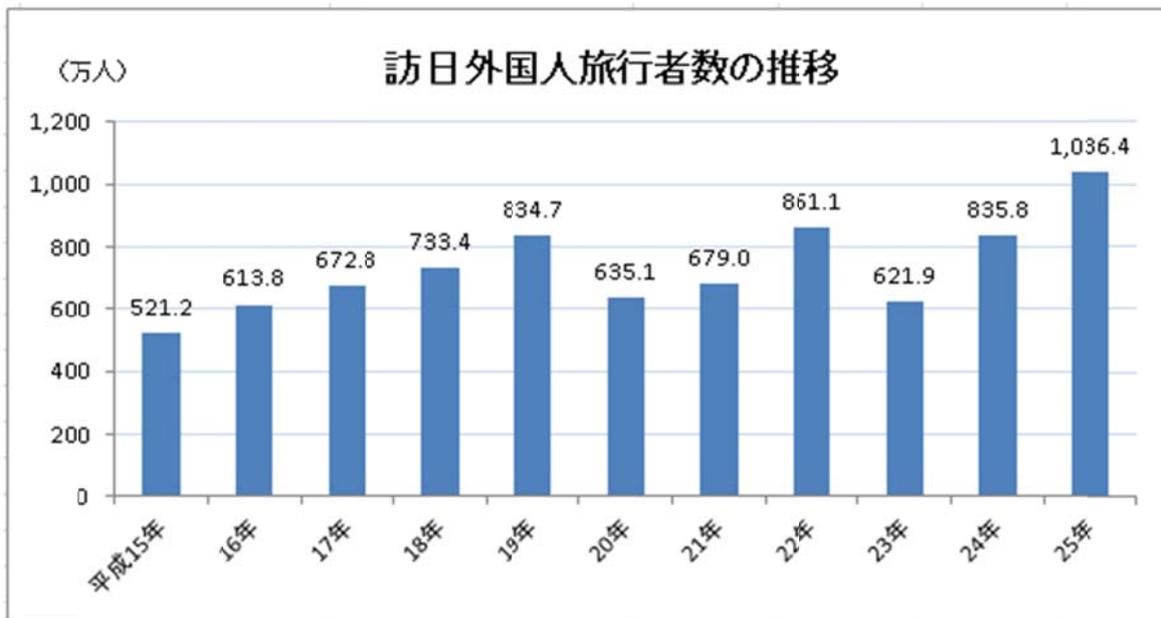
¹⁸ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。

¹⁹6次産業化：地域の第 1 次産業とこれに関連する第 2 次、第 3 次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組のこと。

²⁰農商工連携：農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を越えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発・生産等を行い、需要の開拓を行うこと。

²¹グローバル化：これまでの国の枠を越えて、生活や経済活動における相互関係が世界的規模で広がっていくこと。

²²シティセールス：まちがもつさまざまな魅力を対外的に、より効果的にアピールし、都市の活性化を図る活動のこと。



出典：観光白書 観光庁

5 自然災害をはじめさまざまな危機に対する安全意識の高まり

近年、東日本大震災をはじめ、短時間の集中豪雨による洪水や土砂災害、竜巻など、局地的な自然災害がこれまでの想定を上回る規模で発生し、大きな被害をもたらしています。

また、新たな感染症の流行、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネット犯罪、子どもが犠牲となる犯罪など、安全・安心な市民生活を脅かす事件・事象が発生しています。

本市では、行政による支援（公助）はもとより、「自らの身は自ら守る（自助）」、「私たちのまちはみんなで守る（共助）」の共通認識により、市民や地域、各関係機関が連携して、災害や犯罪から自らの生命と財産を守る地域づくりを進めるとともに、災害や犯罪・交通事故の未然防止に重点を置いた都市機能の充実を図っています。

これらの取組を一層強化し、さまざまな危機事象に機敏に対応できる、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりが必要です。

6 環境・エネルギー問題への対応

地球温暖化の深刻度が増していることから、二酸化炭素の排出量が少ない「低炭素社会」への取組が国際的な課題となっています。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、さまざまなエネルギー源の活用と供給体制の確立が求められています。

本市においても、省エネルギーの取組、再生可能エネルギー²³の利用拡大、エネルギーの地産地消等を推進しています。

自然環境の保全と活用を図りながら、ごみの減量・再資源化等を通じて、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けた取組を進め、豊かな自然と人が共生する環境を次代に継承していくことが必要です。

²³再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、エネルギー源として持続的に利用できると認められるもの。

7 情報通信技術の進化

情報通信技術（ICT²⁴）の進化と普及により、地球規模の情報通信網が形成され、ICTを駆使した新たな産業活動が大きな広がりを見せています。

我が国のインターネットの利用者は1億人を突破し、従来のパソコンの形態に加え、携帯電話端末を進化させたスマートフォンやタブレット端末の出現、SNS²⁵の普及により「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」インターネット上に展開する多種多様なサービスの利用が可能となり、私たちの生活を便利なものにしていきます。一方で、プライバシーの保護や情報セキュリティの確保、ネット依存症やネット犯罪防止、情報格差への対策も必要となっています。

本市においても、自治体経営の効率化を通じ、行政手続きにおける利便性の向上を図るため、社会保障・税番号制度²⁶の導入などICTの活用を進めており、安全で使いやすいサービスを提供していくことが必要です。

8 自立した自治体経営の実現

国から地方へ権限や財源を移譲する地方分権改革が進められ、地方自治体は住民に最も身近な行政主体として、これまで以上に自主性と自立性を高めていくことが求められています。

一方、地方の財政状況は、生産年齢人口の減少に伴う税収入等の減少や高齢化の進展による社会保障経費の増大など、厳しさを増すことが予想されます。

また、高度経済成長期以降に整備された道路や橋りょうをはじめ、上下水道、その他の公共施設等の多くは老朽化が進んでおり、今後、改修や更新等が増加していく時期を迎えることから、段階的な都市機能や社会基盤の集約化、公共施設等の更新問題への対応が必要となっています。

本市においては、平成30年4月の中核市移行により、多様化する行政事務の効率化を図り、近隣自治体との広域的な連携を進めていくとともに、行財政改革を積極的に推進し、財源の安定的な確保を図りながら自治体経営を実現していくことが必要です。

9 地方創生の推進

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

まち・ひと・しごと創生の推進にあたっては、国と地方自治体が相互に連携・協力しながら、「国民一人ひとりが夢や希望をもち、うるおいのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「地域

²⁴ICT：情報・通信に関連する技術の総称。

²⁵SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。Facebook（フェイスブック）やLINE（ライン）など、社会的ネットワークが構築できるサービスやウェブサイト。

²⁶社会保障・税番号制度：複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）。

における魅力ある多様な就業の機会の創出」等に関する施策を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

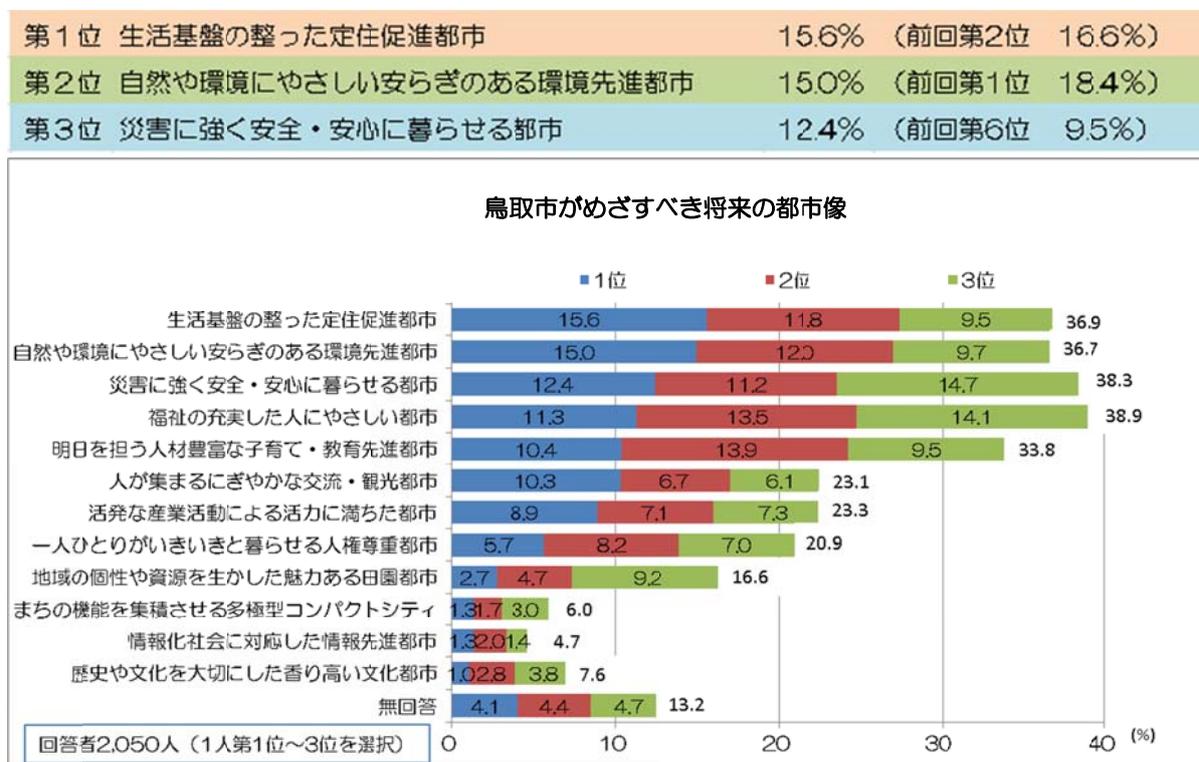
このため、本市では平成 27 年 9 月に策定した「鳥取市創生総合戦略」に基づき、本市の強みを生かした地方創生に取り組み、多様なライフスタイルがかなうまちづくりを進める必要があります。

10 市民アンケート調査結果

平成 26 年度に「鳥取市民アンケート調査²⁷」を行いました。市民意識からみた「鳥取市がめざすべき将来の都市像」、「優先すべき施策」は次のとおりとなっています。

(1) 鳥取市がめざすべき将来の都市像について

「鳥取市がめざすべき将来の都市像」の上位 3 項目は、以下のとおりです。



「鳥取市がめざすべき将来の都市像」第 1 位から第 3 位を合計した上位 3 項目は、以下のとおりです。

第 1 位	福祉の充実した人にやさしい都市	38.9%	（前回第 1 位 45.3%）
第 2 位	災害に強く安全・安心に暮らせる都市	38.3%	（前回第 4 位 34.9%）
第 3 位	生活基盤の整った定住促進都市	36.9%	（前回第 3 位 39.4%）

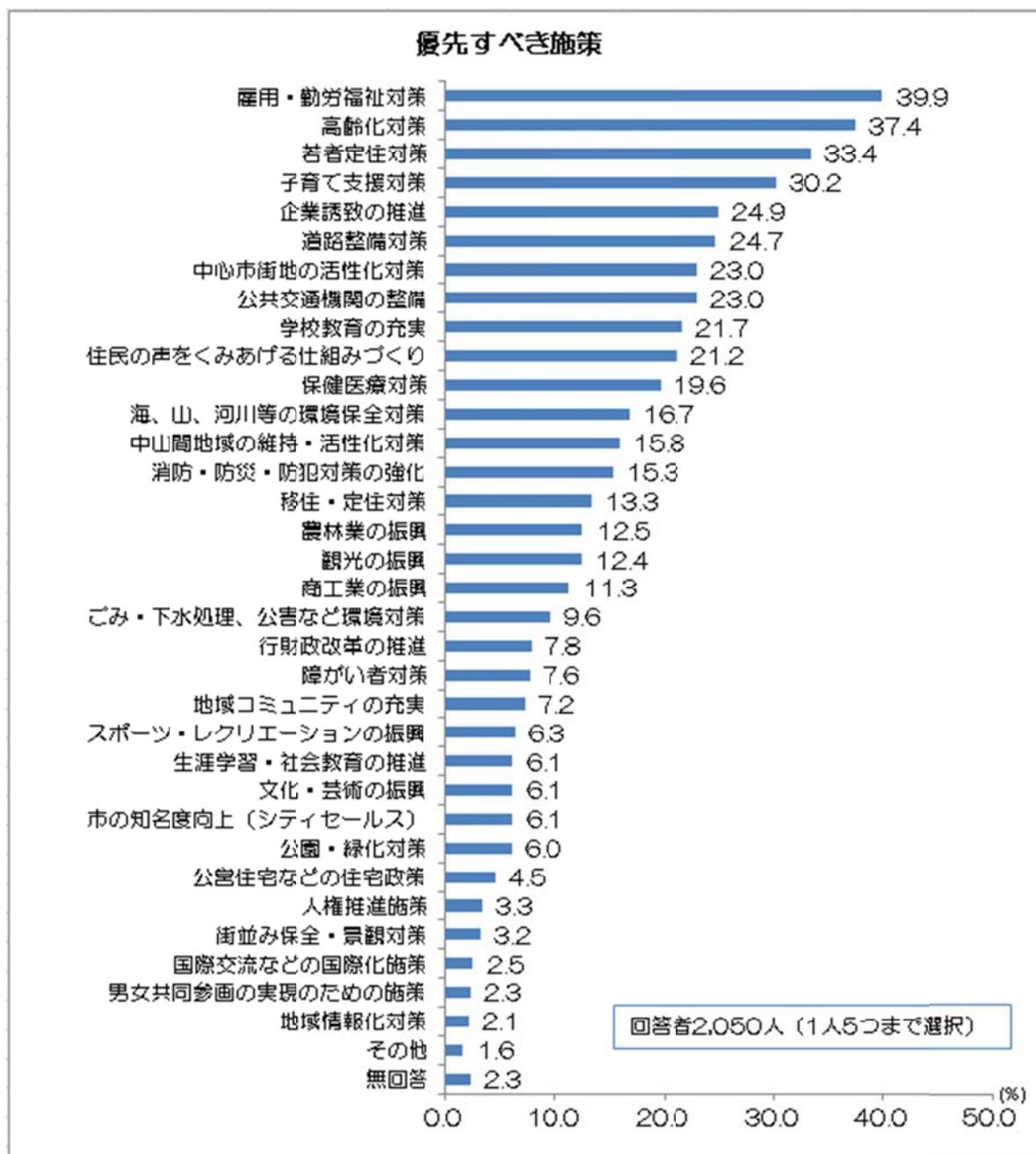
平成 21 年度に実施した鳥取市民アンケート調査の結果と比較すると、「災害に強く安全・安心に暮らせる都市」をめざすべきと考える人の割合が増加しています。

²⁷鳥取市民アンケート調査：本市の住民登録者の中から無作為抽出した 15 歳以上の男女 4,000 人を対象に郵送で実施。有効回収数は 2,050 件、有効回収率は 51.3%。

(2) 優先すべき施策について

「優先すべき施策」の上位3項目は、以下のとおりです。

第1位 雇用・勤労福祉対策	39.9%	(前回第1位 47.0%)
第2位 高齢化対策	37.4%	(前回第2位 42.6%)
第3位 若者定住対策	33.4%	(前回 — 新規項目)



第5章 まちづくりの方向

第1節 基本的な考え方

まちづくりを進めるにあたって、基本的な考え方を次のように定めます。

1 「ひと」を大切にすまちづくり

まちは、市民が生活し活動する空間です。まちづくりの目標は、そこに住み、活動する市民一人ひとりにとって、豊かで、うるおいや活気があり、安全で、住み良いまちをつくることにあります。

本市においては、これまでも「ひと」を原点に据えたまちづくりを進めてきましたが、人口が減少しても活力あるまちづくりを進めていくためには、これまで以上に「ひと」を大切にすまちづくりが重要となります。

このため、子育て、教育、福祉、文化・芸術等の施策の充実を図ることはもとより、産業振興や都市基盤の整備等あらゆる分野において、「ひと」を大切にすまちづくりや誰もがいきいきと暮らせる環境づくりをめざします。

2 「鳥取市らしさ」を大切にすまちづくり

本市は、鳥取砂丘や世界に認められた山陰海岸ジオパークをはじめとする「豊かな自然」、その豊かな自然が育んだ「多彩な四季の味覚」、多くの先人が築き上げてきた「歴史・伝統・文化」、心豊かな暮らしを実現できる「ゆとりある生活環境」など、他にはない魅力ある地域資源をもったまちです。

これらの資源は市民全体の誇りであり、自立した地域づくりを進める中で、さらに市民が夢と希望をもてる魅力的なまちをつくるためにも、磨き上げていかなければならないものです。

このため、これらの資源を大切にすこと、すなわち「鳥取市らしさ」を大切にすし、本市で暮らす人にとっても、また本市を訪れる人にとっても魅力的なまちとしていくことをめざします。

3 「市民一人ひとり」によるまちづくり

まちづくりの原点が市民であるのと同じように、まちづくりの主役は市民一人ひとりです。市民と行政の適切な役割分担のもと、連携・協力し、市民一人ひとりの郷土を愛する心と市民相互の思いやりに支えられた参画と協働のまちづくりをめざします。

第2節 まちづくりの理念

先に述べたまちづくりに対する基本的な考え方を踏まえ、まちづくりの理念を次のように定めます。

「鳥取市を飛躍させる、発展させる」

産業、文化、教育、福祉、環境等の各分野において、鳥取県東部地域の中核都市として明るい未来へ飛躍させる、水と緑に恵まれた豊かな自然・歴史・文化や地域の発展を支えてきた産業を次の世代に継承していくため、これまでに取り組んできた自然・歴史・文化と共生するまちづくりをさらに発展させるまちづくりを進めます。

第3節 めざす将来像

まちづくりの理念に基づいて、本市がめざす将来像を次のように定めます。

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、

自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」

豊かな自然とまちが共存する多彩な地域で、多様なライフスタイルをかなえることができ、安全で安心な暮らしの中で自信と誇り・夢と希望に満ちた生活を送れるまちをめざします。

第4節 まちづくりの目標

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」を実現するため、「まちづくりの目標」を次のとおり定めます。

1 安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち

政策1：豊かな心をもった、たくましいひとづくり

人間性豊かで思いやりがあり、郷土を大切にする、次代を担うたくましい人材を育成します。

政策2：安心して子どもを産み育てられるまちづくり

安心して子どもを産み育てたいという希望がかなえられるよう、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目ない支援を行い、子育てしやすいまちづくりを進めます。

政策3：住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で、誰もが支え合い、助け合いながら、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

政策4：互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり

一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合う心を醸成し、協力しながら暮らすことができる心豊かな社会をつくりまします。

2 新しいにぎわいのあるまち

政策1：地域経済の再生と産業の底上げ

地元企業への支援や成長産業などの企業誘致により、地域産業の競争力の強化と雇用創造による地域経済の活性化を図ります。また、人材の育成・確保の推進、新規創業・就農等の充実を図り、地域資源を生かした産業の底上げを進めます。

政策2：地域資源を生かしたまちづくり

地域資源の魅力を最大限に生かし、国内外への知名度を高め、観光客をはじめ多くの方が訪れるまちづくりを進めます。

3 地域に活気があるまち

政策1：協働のまちづくり

市民と市が、まちづくりの担い手として、それぞれの役割を分担し、地域課題の解決に向けた取組や地域に愛着と誇りをもてるまちづくりを進めます。

政策2：交流の拠点となるまちづくり

若者や移住希望者、外国人が住んでみたいと思えるまちづくりを進めます。また、都市機能が集積した中心市街地の活性化と、生活拠点を中心とした魅力ある中山間地域の振興を図ります。

政策3：魅力ある鳥取文化づくり

市民が文化芸術を身近に親しみ、伝統芸能や伝統文化を保存・継承し、文化芸術の発展と創造、また、郷土の誇りである文化財の保護と活用により魅力ある鳥取文化を次代に継承します。

4 安全・安心なまち

政策1：暮らしの安全を守るまちづくり

市民が互いに協力し合い、防災・防犯対策や安全な消費生活の確保など暮らしの安全を守る取組を進めます。

政策2：快適でゆとりある生活環境づくり

公園、住宅、道路、上下水道、公共交通等の生活基盤が整い、快適で利便性の高い住み良い生活空間を実現します。

5 まちづくりを支える自立した自治体経営

方針1：中核市移行等による地方分権の推進と開かれた市政の運営

国の法律改正や制度改正の動きを注視しながら、中核市移行等により地方自治体の自主性、自立性を高める地方分権を推進するとともに、基礎自治体としての機能強化に向けた取組や国・県との連携による地域課題の解決に取り組みます。

また、分散する本庁機能を集約し、防災や市民サービスの拠点となることはもとより、将来にわたって山陰東部圏域が一体的に発展を続ける礎となる新本庁舎の建設を進めます。

さらには、情報公開制度等の適正な実施と広報手段の活用により、行政情報を市民にわかりやすく伝えるとともに、さまざまな広聴活動を通じ、幅広く市民の意見を聞くなど、透明性の高い開かれた市政を推進します。

方針２：自治体間の広域的な連携の推進

「鳥取・因幡定住自立圏」の推進や中核市移行に併せ進める「連携中枢都市圏²⁸」の形成など、近隣自治体との連携はもとより、県境を越えたさまざまな広域連携の取組を進めることで、圏域全体の持続的発展と魅力向上を図ります。

また、整備された情報、高速道路ネットワークを活用して、地理的、歴史的、経済的ゆかりのある各都市と連携し、地域の発展につながる取組を展開します。

方針３：情報通信技術・ビッグデータ²⁹の活用

情報セキュリティを強化し、行政内部の情報システムを安定的に運用するとともに、情報通信技術の進展に対応した行政サービスの向上や二次利用可能な行政情報の提供等を行います。

また、地域経済分析システム「RESAS（リーサス）」³⁰をはじめとするビッグデータを有効に活用し、戦略的に施策を展開します。

方針４：財政基盤の強化

安定した財政基盤を確立するため、限られた財源による事業の「選択と集中」を一層強化するとともに、「第６次鳥取市行財政改革大綱³¹」に基づくさまざまな取組を推進します。

方針５：ファシリティマネジメント³²の推進

公共施設の管理・更新・利活用を効果的に行うため、ファシリティマネジメントの考え方に基づく手法を用いた施設経営の取組を推進します。

²⁸連携中枢都市圏：人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する圏域。

²⁹ビッグデータ：民間企業や行政が保有する多種多様なデータのことで、収集・分析をすることにより、新たな知見を発見しようとするもの。

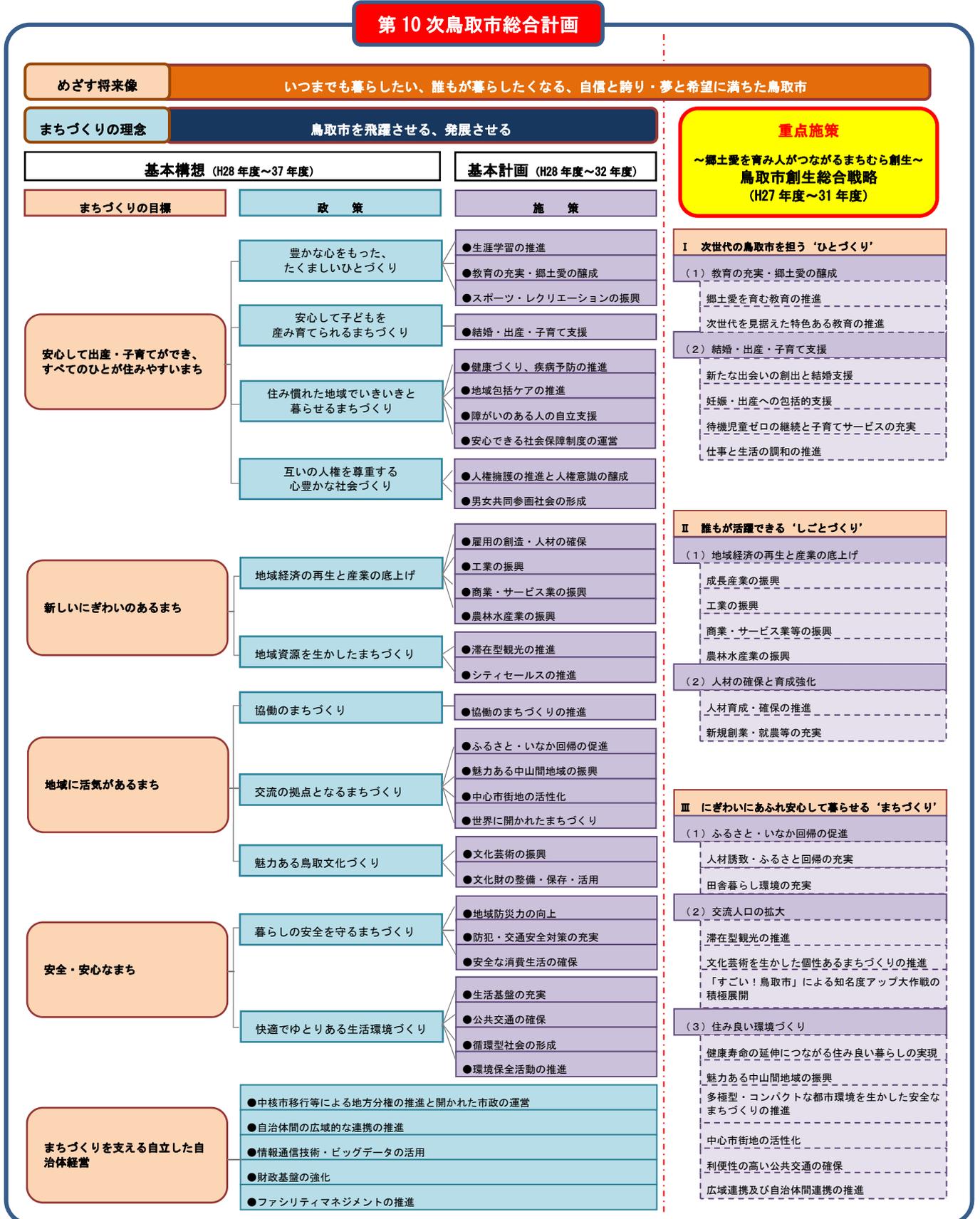
³⁰地域経済分析システム「RESAS（リーサス）」：地域経済に関連するさまざまなビッグデータから都道府県・市町村の産業や企業の実態、観光客の流れ、人口の現状や将来等をわかりやすく「見える化」したシステム。

³¹第６次鳥取市行財政改革大綱：平成２７年度～３１年度の５年間を構想期間とした本市の行財政改革の指針となるもの。

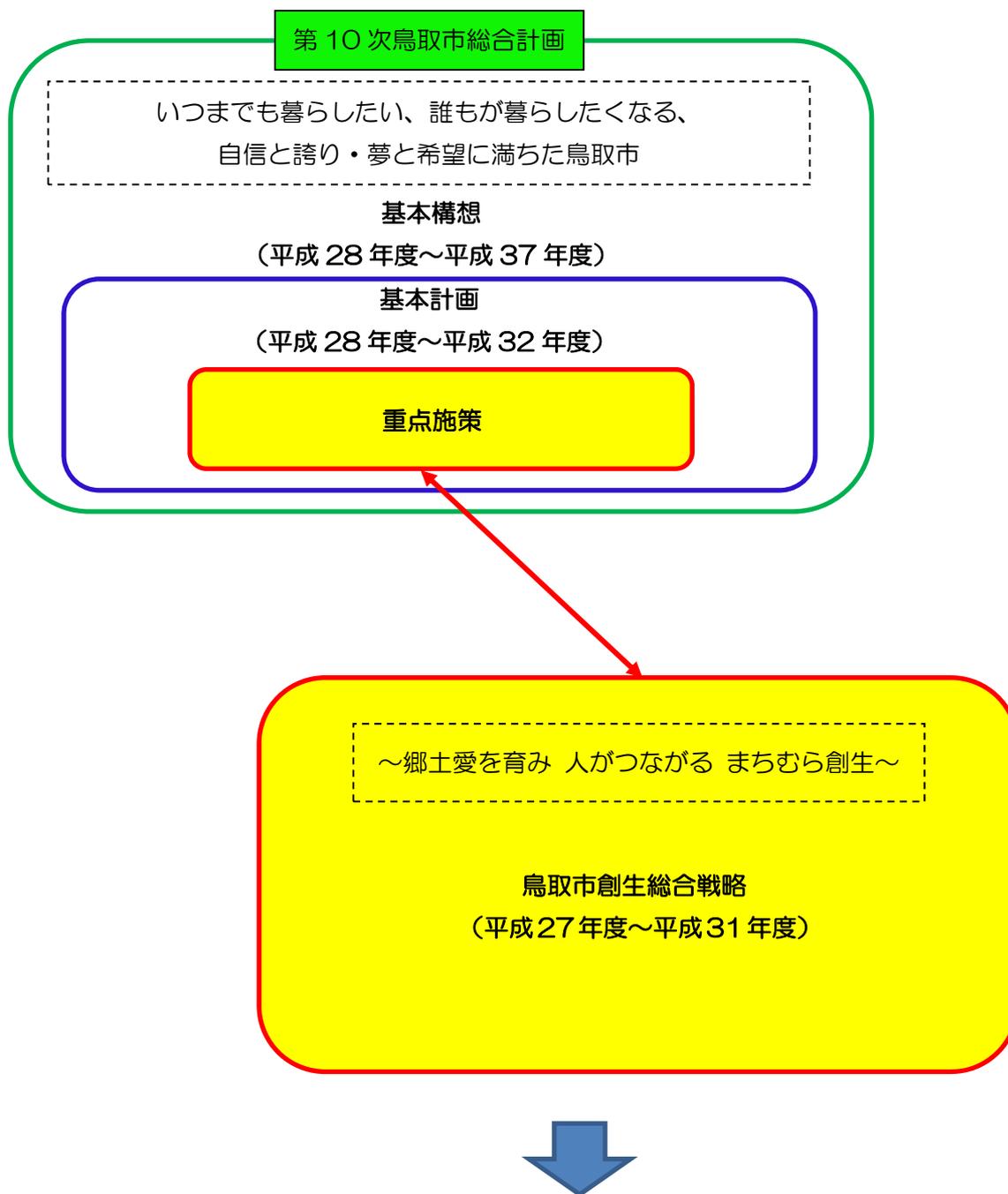
³²ファシリティマネジメント：民間企業や行政などが組織活動のために、施設（建物、土地）などを総合的に企画、管理、活用する経営活動。

第5節 第10次鳥取市総合計画の体系

基本構想に掲げる「まちづくりの目標」や「政策」、基本計画に掲げる「施策」、重点施策として取り組む「鳥取市創生総合戦略」の全体像を示すものです。



第6節 第10次鳥取市総合計画と鳥取市創生総合戦略



鳥取市創生総合戦略は第10次鳥取市総合計画の重点施策と位置づけます。

第6章 都市のすがた

「まちづくりの目標」を実現していくためには、市民生活を支える都市機能を充実していくことが重要です。

本市は、中心市街地と生活拠点を有機的に結ぶ多極ネットワーク型³³のコンパクトなまちづくりを進めます。

1 中心市街地

中心市街地は、行政、商業、医療、福祉、交通、教育、文化等の都市機能が集積した、本市ならびに鳥取県東部地域の中心拠点です。

都市機能と居住の集積を生かした魅力とにぎわいのある中心市街地への再生を進めます。

2 地域生活拠点³⁴

国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷地域の中心部をはじめ、各地域の中心的役割を担っている地区は、市民の日常生活を支える拠点です。

日々の暮らしに不可欠な住居や近隣商業、地域交通、医療・福祉等の機能の充実・強化を図り、安全に安心して暮らせる地域生活拠点の再生を進めます。

3 その他の地域

(1) 市街地

高速交通ネットワークの整備が進む中、持続的成長を確保していくためには、多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを進めながら、産業基盤や観光基盤等の充実についても、適宜適切な対応を図る必要があります。

周辺との調和に留意しながら計画的に、より一層の土地の有効活用を進めます。

(2) 中山間地域

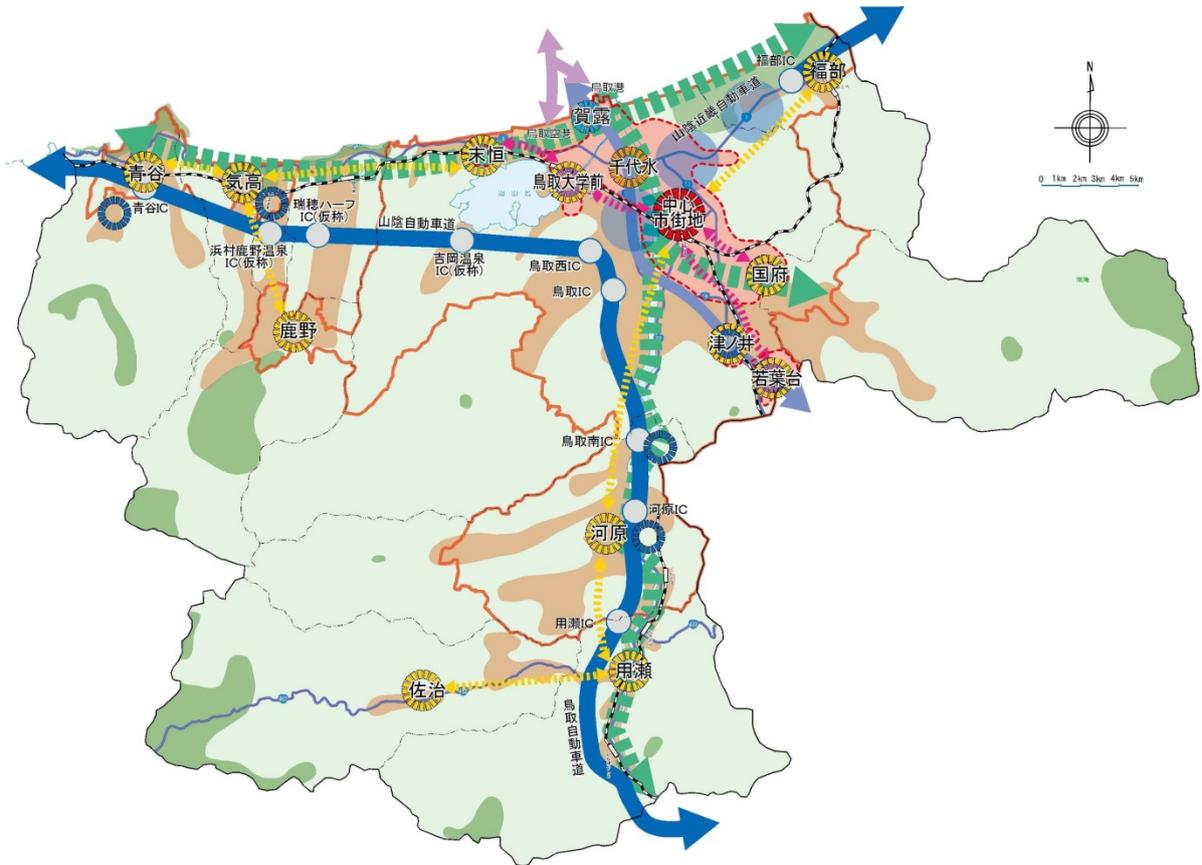
恵まれた自然環境を有する中山間地域は、居住の場はもとより、農林水産業の生産の場や観光・レクリエーションの場として多くの役割を担っています。

自立した地域コミュニティを維持するための移住定住の促進や農業生産力の強化、地域の大部分を占める山林・農地が有する災害防止や水源かん養等の機能の維持・保全を進めます。

³³多極ネットワーク型：いわゆる一極集中型の都市構造ではなく、中心市街地や複数の生活拠点において、医療・福祉、商業の各施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、ネットワーク化された公共交通により各施設に容易にアクセスできるなど、日常生活に必要な各種サービスが住まい等の身近に存在する都市形態。

³⁴地域生活拠点：駅や総合支所周辺など、地域の中心的役割を担う地区として、行政支所機能、診療所、食品スーパー等の日常生活に不可欠な生活サービス施設等が集積する地区。

多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりのイメージ



凡例

国際連携軸	中心拠点	都市的な生活エリア	鉄道・駅
広域連携軸	地域生活拠点	農ある暮らしエリア	国道
都市内連携軸 (基幹的な公共交通軸)	物流・サービス拠点	自然環境保全エリア	都市計画区域
地域内連携軸 (補完的な公共交通軸)	工業拠点	自然公園及び 自然環境保全地域	市街化区域
都市環境共生軸	水産拠点	海・河川・湖沼	旧市町村界
水と緑の骨格軸	学術・研究拠点	インターチェンジ	鳥取市域

4 面積及び土地利用状況

本市の面積は、山陰地方の主要都市で最も広く、その約7割は林野となっています。

<鳥取市の面積及び土地利用>

宅地	32.60k m ²
農用地	99.37k m ²
林野	545.55k m ²
その他	87.79k m ²
面積	765.31k m ²

(平成27年4月1日現在)

資料：鳥取市



重点施策—鳥取市創生総合戦略

戦略期間：平成27年度～31年度 5年間

人口減少の抑制に向け、若者の定住や雇用・就業環境の確保、まちのにぎわいつくりといった課題の克服や「鳥取市らしさ」を生かしたまちづくりを強力に推進するために策定した「鳥取市創生総合戦略」を本計画の重点施策に位置づけ、地方創生の時代の中で「ひとつづくり」を中心に、「しごとづくり」、「まちづくり」を総合的、一体的に推進します。

★ 次世代の鳥取市を担う ‘ひとつづくり’

- ①教育の充実・郷土愛の醸成
- 郷土愛を育む教育の推進
 - 次世代を見据えた特色ある教育の推進

- ②結婚・出産・子育て支援
- 新たな出会いの創出と結婚支援
 - 妊娠・出産への包括的支援
 - 待機児童ゼロの継続と子育てサービスの充実
 - 仕事と生活の調和の推進



山陰海岸ジオパーク学習会

6か月健診

基本目標

☆合計特殊出生率
⇒平成32年(2020年)：1.8
平成42年(2030年)：2.07

★ 誰もが活躍できる ‘しごとづくり’

- ①地域経済の再生と産業の底上げ
- 成長産業の振興
 - 商業・サービス業等の振興
 - 工業の振興
 - 農林水産業の振興

- ②人材の確保と育成強化
- 人材育成・確保の推進
 - 新規創業・就農等の充実



企業誘致の推進
(企業進出に伴う協定書調印式)



とっとりふるさと就農舎による
新規就農支援

基本目標

☆正規雇用創出目標数5,000人以上
☆企業誘致数(補助事業指定企業件数) 75件以上

★ にぎわいにあふれ安心して暮らせる ‘まちづくり’

- ①ふるさと・いななか回帰(移住定住)の促進
- 人材誘致・ふるさと回帰の充実
 - 田舎暮らし環境の充実

- ②交流人口の拡大
- 滞在型観光の推進
 - 文化芸術を生かしたまちづくりの推進
 - 知名度アップ大作戦の積極展開

- ③住み良い環境づくり
- 健康寿命の延伸につながる住み良い暮らしの実現
 - 多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりの推進
 - 魅力ある中山間地域の振興
 - 中心市街地の活性化
 - 利便性の高い公共交通の確保
 - 広域連携・自治体間連携の推進



移住定住相談会



移動販売車による買い物支援

鳥取困難G/Vバスツアー

基本目標

☆移住定住者数1,100世帯2,000人以上
☆鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺の観光入込客数320万人
☆平成30年4月、中核市への移行

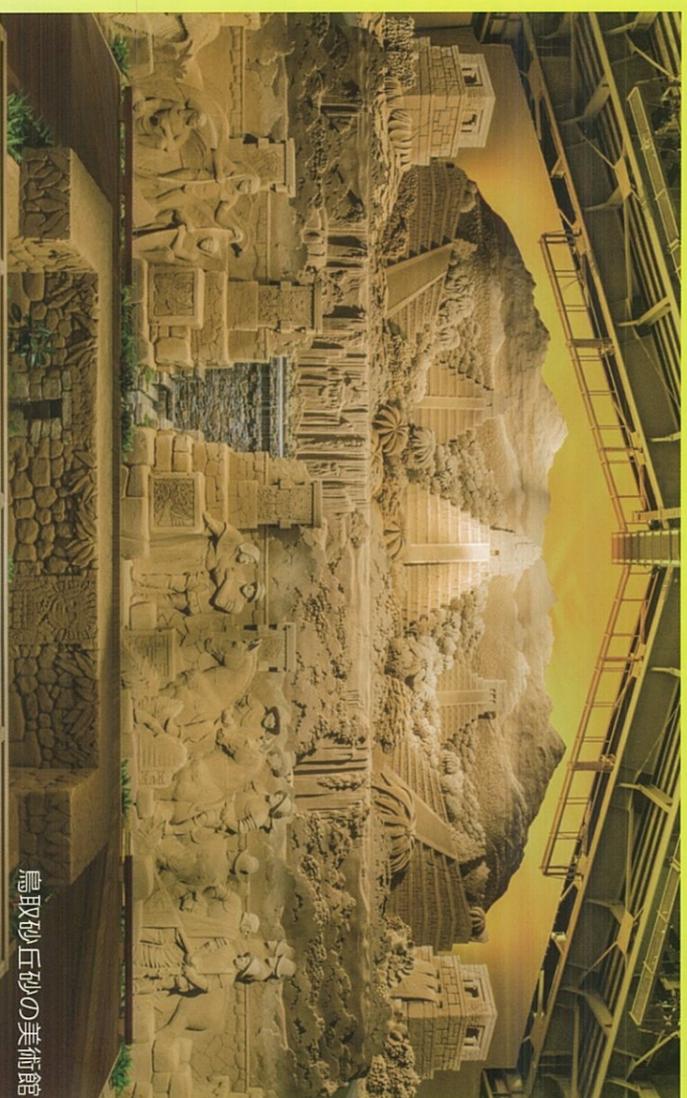
参考

資料 2

鳥取市を飛躍させる、発展させる

第10次鳥取市総合計画 概要版

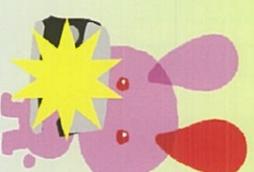
『いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、
自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市』をめざして



鳥取砂丘砂の美術館

平成28年4月

鳥 取 市



鳥取市総合計画についてのお問い合わせ先：鳥取市企画推進部政策企画課（鳥取市役所本庁舎3階）
〒680-8571 鳥取市尚徳町116 Tel.0857-20-3153/e-mail:kikaku@city.tottori.lg.jp
詳細は、ホームページをご覧ください URL: <http://www.city.tottori.lg.jp/>

まちづくりの理念

鳥取市を飛躍させる、発展させる

めざす将来像

いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、
自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市

計画策定の趣旨

この計画は、地方創生の時代、平成30年4月の中核市移行を見据え、本市がめざす将来像の実現のため、長期展望に立ち、「どのような取組をするのか」を具体的に示すものです。

計画の構成と期間

☆基本構想・計画期間：平成28年度～37年度（10年間）

めざす将来像とその実現に向けた「まちづくりの目標」を明らかにします。
主な指標として人口と財政の長期的な見通しを示します。

☆基本計画・計画期間：平成28年度～32年度（5年間）

基本構想を推進するために取組む主要施策を明らかにします。

なお、まち・ひと・しごと創生法に基づき平成27年9月に策定した「鳥取市創生総合戦略」は総合計画の「重点施策」として位置づけます。

☆実施計画・計画期間：前期（平成28年度～30年度）後期（平成30年度～32年度）

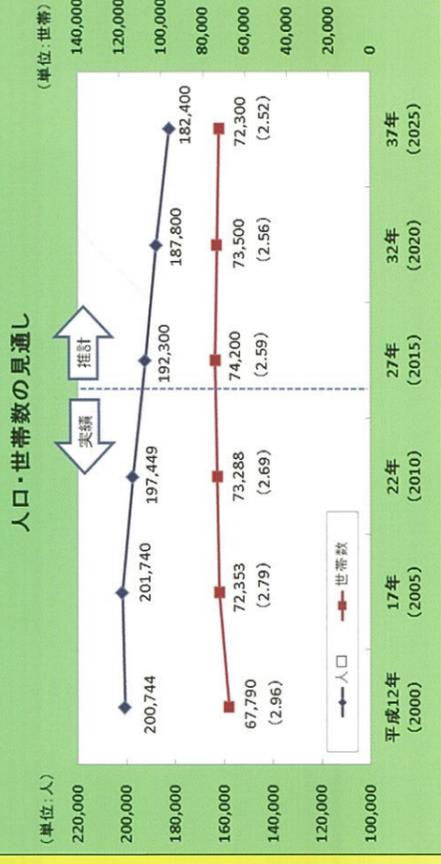
具体的な事業の内容を明らかにします。また後期計画は、前期計画の成果を踏まえ
て策定します。

長期的な展望

☆人口の見通し

日本の人口が、平成22年をピークに減少傾向に転じる中、本市の人口もまた、少子化や生産年齢人口（15歳～64歳）の転出超過等から平成17年をピークに減少傾向となり、今後引き続き緩やかに減少していくものと予測されます。

※資料：国勢調査、鳥取市人口ビジョン



☆財政の見通し

人口減少等に伴う収入等の減少や高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増大等を背景に、厳しい財政運営が見込まれますが、施策の「選択と集中」や財政改革を一層強化し、安定した財源の確保、基金の積立等を図り、強固な財政基盤の確立をめざします。

※資料：鳥取市



平成30年4月1日
鳥取市は中核市に
移行予定



まちづくりの目標と取組む政策・施策

将来像の実現に向けて、5つの「まちづくりの目標」や「政策」、基本計画に掲げる「施策」、重点施策として取組む「鳥取市創生総合戦略」を総合的、一体的に推進します。

①安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち

☆政策1 豊かな心をもった、たくましいひとづくり

☆政策2 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

☆政策3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

☆政策4 互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり

こんなコトに取り組みます！

- 生涯学習の推進
- スポーツ・レクリエーションの振興
- 健康づくり、疾病予防の推進
- 障がいのある人の自立支援
- 人権擁護の推進と人権意識の醸成
- 教育の充実・郷土愛の醸成
- 結婚・出産・子育て支援
- 地域包括ケアの推進
- 安心して暮らせる社会保障制度の運営
- 男女共同参画社会の形成



グローバル化に対応した英語教育



保育園における子育てサービス

②新しいにぎわいのあるまち

☆政策1 地域経済の再生と産業の底上げ

☆政策2 地域資源を生かしたまちづくり

こんなコトに取り組みます！

- 雇用の創造・人材の確保
- 商業・サービス業の振興
- 滞在型観光の推進
- 工業の振興
- 農林水産業の振興
- シティセールスの推進



エネルギーの地産地消（超小型モビリティ）



関西情報発信拠点「とどりのまんま」

③地域に活気があるまち

☆政策1 協働のまちづくり

☆政策3 魅力ある鳥取文化づくり

こんなコトに取り組みます！

- 協働のまちづくりの推進
- 魅力ある中山間地域の振興
- 世界に開かれたまちづくり
- 文化財の整備・保存・活用
- ふるさと・いなか回帰（移住定住）の促進
- 中心市街地の活性化
- 文化芸術の振興



リノベーションスクール とっとりふるさと元気塾

☆政策2 交流の拠点となるまちづくり

④安全・安心なまち

☆政策1 暮らしの安全を守るまちづくり

☆政策2 快適でゆとりある生活環境づくり

こんなコトに取り組みます！

- 地域防災力の向上
- 安全な消費生活の確保
- 公共交通の確保
- 環境保全活動の推進
- 防犯・交通安全対策の充実
- 生活基盤の充実
- 循環型社会の形成



自主防災会研修会 高速道路ネットワークの整備

⑤まちづくりを支える自立した自治体経営

こんなコトに取り組みます！

- 方針1 中核市移行等による地方分権の推進と開かれた市政の運営
- 方針3 情報通信技術・ビッグデータの活用
- 方針5 ファシリテイマネジメントの推進
- 方針2 自治体間の広域的な連携の推進
- 方針4 財政基盤の強化





1 都市計画マスタープランとは

鳥取市都市計画マスタープランは、概ね30年後の本市の将来像を示す総合的な指針であり、土地利用の基本方針や都市施設（道路、公園等）の配置方針、まちづくりの方向性などをあらかじめ定めることにより、人口減少・超高齢社会においても、健康で文化的な市民生活の確保や機能的な都市構造の維持を目指すものです。

2 都市の課題

- 本市では、市街地の外延化と低密度化が進展し、中心市街地では空き店舗や空き地、駐車場等が増加しています。このような状況が続くと、生活環境の質が低下するだけでなく、公共サービスの低下などを招きます。
- 地域生活拠点や田園集落地では、それぞれの地域特性を活かした個性あるまちづくりが進められてきているものの、空洞化・過疎化が進行しつつあります。
- 少子高齢化社会が進む中、公共交通利用者はこの15年間で半減（平成12年487万人、平成26年236万人）しています。2040年における75歳以上が占める割合は22.6%（2015年12.3%）であり、5人に1人以上が75歳以上の高齢者となることが推計されています。今後公共交通利用者の減少が続けば便数の減少だけでなく、路線自体の維持が困難となり、車を運転できないことで買い物や通院などが不便となる高齢者が増加することが懸念されます。

3 都市づくりの理念～本市の目指す2040年の将来像～

本市では、市民サービスの拠点として、中心市街地を「**中心拠点**」、各総合支所周辺等を「**地域生活拠点**」と定め、各拠点や「**その他の集落地等**」を利便性の高い公共交通ネットワークでつなぐ「**多極ネットワーク型コンパクトシティ**」を本市の将来像とします。

- 中心拠点においては、生活環境の質や、公共サービスの低下などを招くことのない、都市機能や居住地域を適切に誘導したコンパクトな市街地形成を目指します。
- 地域生活拠点や田園集落地においては、まちづくりの特色を保全・創造し、生活サービス機能の充実を目指します。
- 高齢者をはじめとする全ての市民が公共交通を利用して全市域を移動できるよう、公共交通によるネットワーク化を図ります。

4 中心拠点 全市民が医療、商業、行政などのあらゆる分野で質の高いサービスを利用することができる、本市の骨格である中心拠点の再生

★立地適正化計画を策定中です

全市域の約4%の面積に相当する市街化区域を対象に、公共交通沿線等の居住人口の維持と、中心拠点における市民サービスを維持・充実させていこうとする立地適正化計画を策定しています。

5 地域生活拠点 各地域の中心地への福祉、子育て、商業、地域交通等が確保された、市民の日常生活を支える地域生活拠点の充実

地域生活拠点整備事業を全市的に実施

例*用瀬地区

（平成22年～平成26年）

- 駅の東西を結ぶ跨線橋の整備
- バス乗継拠点の整備等



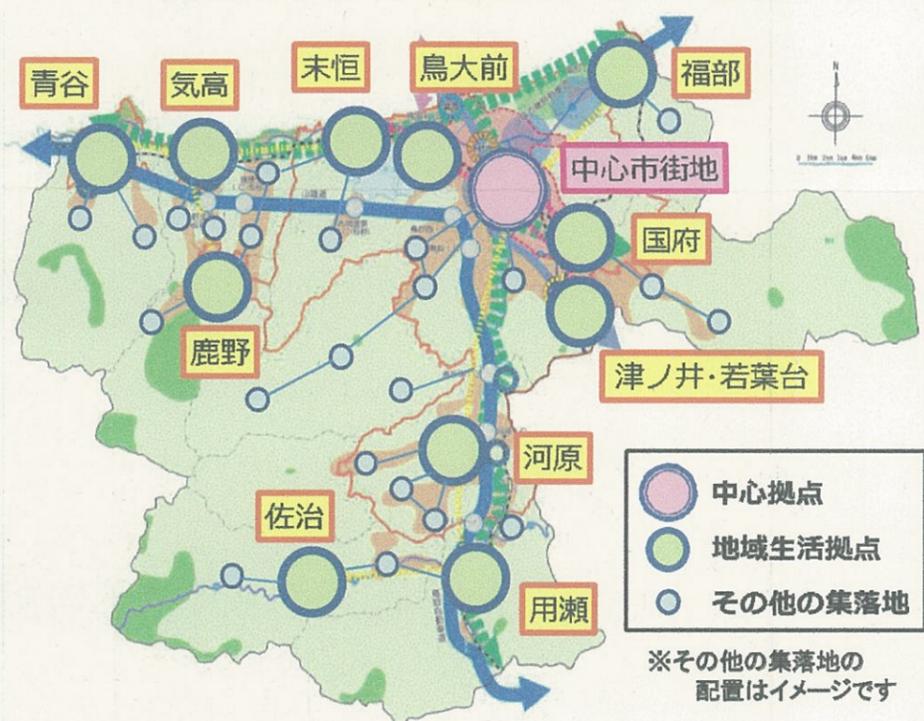
6 公共交通ネットワークの形成

バス路線の再編や他の交通手段との連携による、利便性の高い効率的な公共交通システムの構築

7 安心して住み続けられる仕組みづくり

地域住民の日常生活を支える事業を継続するとともに、協働のまちづくりによる地域コミュニティの充実と、必要な生活サービス機能の確保を目指す

多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ



地域生活拠点のイメージ



安心して住み続けられる仕組みづくり



鳥取市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画（素案）について、12月頃に市民政策コメントを実施する予定です。ご意見をお待ちしております。

皆様の地域へお伺いします！

鳥取市が目指す多極ネットワーク型コンパクトシティについて多くの皆さまに知っていただき、市民の皆さまと一緒に鳥取市全体のまちづくりについて考えるため、出前座談会を行っています。

- ・市内在住・在勤・在学の団体又はグループ（5人以上）でお申し込みください。
- ・会場の手配は、地元でお願いします。
- ・その他詳細については、都市企画課までご相談ください。

鳥取市都市整備部都市企画課
〒680-8571
鳥取市尚徳町116
TEL:0857-20-3272
FAX:0857-20-3048
e-mail:tosikikaku@city.tottori.lg.jp

章	見出し(案)	条(仮)	項(仮)	号(仮)	条文(案)	項目No	規定事項	
前文	前文					1	前文	
第1章 総則	(目的)	第1条			この条例は、鳥取市議会（以下「議会」という。）の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に関する基本事項を定め、議会活動の活性化と市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。	2	目的	
第2章 議会及び議員の活動原則	(議会の活動原則)	第2条			議会は、次に掲げる原則に基づき運営されなければならない。			
			(1)		市民に開かれた議会を目指し、情報公開及び市民参加の促進に努めること。	3	情報公開(及び市民参加促進)	
			(2)		市民に信頼される議会を目指し、公平性及び公正性を確保すること。	4	公平性及び公正性の確保	
			(3)		市民に親しまれる議会を目指し、わかりやすい言葉・方法で説明責任を果たすこと。	5	(分かりやすい言葉での)説明責任	
			(4)		責務を果たす議会を目指し、市政の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能の強化に努めること。	6	政策提言、政策立案の強化に努める	
						7	市政運営を監視・評価する	
	(議員の活動原則)	第3条			議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。			
			(1)		議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な議論を尊重すること。	8	議員間の自由な討議の尊重	
			(2)		多様な市民の意見及び市の実態の的確な把握に努めるとともに、市民全体の福祉の増進を目指すこと。	9	市民の意見把握、市民全体の福祉向上	
					(3)		市民の代表として誠実かつ公正に職務を執行するとともに、不断の研さんと調査研究に努めること。	10
(危機管理)	第4条			議会は、大規模災害等緊急事態から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努める。	42	危機管理について		

章	見出し(案)	条(仮)	項(仮)	号(仮)	条文(案)	項目No	規定事項	
前文	前文					1	前文	
第3章 市民と議会の関係	(市民参加の促進)	第5条	1		議会は、市政及び議会活動に市民が参加できる機会の充実を図るものとする。	3	(情報公開及び)市民参加促進	
			2		議会は、市民に対して積極的に情報を発信し、より多くの市民が市政及び議会について関心を持つための情報の共有に努めるものとする。	11	積極的な情報発信について	
			3		議会は、市民等の識見等を議会審査の参考とするため、必要に応じて地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する学識経験者等による専門的知見の活用並びに法第115条の2(法第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるものとする。	15	公聴会の活用	
						16	参考人制度の活用	
	17	専門的知見の活用						
					18	市民の識見等を議会討議に反映		
	(会議の公開)	第6条			議会は、本会議、委員会及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行う場(以下「協議の場」という。)のすべての会議を原則公開とする。	12	会議の公開について	
	(議会報告会)	第7条			議会は、市民との意見交換、議会報告等のため、議会報告会を開催するものとする。	19	市民との意見交換の場を設ける	
						22	議会報告会(意見交換会)について	
	(説明責任)	第8条		1		議会は、議会運営、審議内容及び議決結果について、市民に対して説明する責任を有する。	20	市民に対する説明責任(議決責任)
				2		議会は、議案に対する議員の賛否及び一般質問の要旨を議会広報紙で公表する等、議員の活動の情報提供に努めるものとする。	21	賛否公開等の情報提供
	(議会広報)	第9条			議会は、多様な手段を活用して議会活動を市民に周知し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報に努めるものとする。	46	多様な手段による議会広報活動	
第4章 議会と行政の関係	(緊張関係の保持)	第10条			議会及び議員と市長等との関係は、その立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の保持に努めるものとする。	23	執行部との緊張関係の保持	
						27	執行部との立場の違い	

章	見出し(案)	条(仮)	項(仮)	号(仮)	条文(案)	項目No	規定事項
前文	前文					1	前文
	(論点の明確化)	第11条	1		議員は、論点及び争点を明確にするため、本会議における質疑及び質問を、一問一答方式で行うことができる。	24	一問一答方式の採用
						25	質疑応答について
		2		市長等は、本会議、委員会及び協議の場において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対し、反問することができる。	26	反問権について	
	(重要政策等の説明及び審議)	第12条	1		議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等(以下「重要政策等」という。)について、議会審議における論点及び争点を明らかにし、その重要政策等の水準を高めることに資するため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明及び資料の提出を求めることができる。	28	重要な施策について市長へ論点情報要求
				(1)	重要政策等の背景、経過、目的及び効果		
				(2)	他の地方公共団体の類似する重要政策等との比較検討		
				(3)	重要政策等の形成過程での市民参加の有無及びその内容	29	論点・争点の明確化
				(4)	総合計画又はその他の計画との整合性		
				(5)	関係法令及び条例等		
	(6)	財源措置及び将来にわたるコスト計算					
2		議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、前項の規定に準じた施策別又は事業別の説明資料の提出を求めるものとする。	30	予算決算審議で市長へ事業別等の説明要求			
第5章 議会の組織	(議員定数)	第13条	1	議員定数は、議会機能の確保の観点に立ち、市政の状況、将来見通し、市民の意見などを総合的に判断し、決定するものとする。	33	議員定数について	
			2	議員定数は、別に条例で定める。			
	(会派)	第14条	1	議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。	34 35	会派について 会派代表者会	
			2	会派は、議会運営及び政策形成に関し、必要に応じて会派間の協議を行い、合意形成に努めるものとする。			
			3	議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。			
	(議長)	第15条		議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。	36	議長(議会の代表、中立公正等)について	
	(委員会)	第16条		委員会は、その有する専門性の見地から調査及び審査を行うとともに、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。	41	常任委員会	

章	見出し(案)	条(仮)	項(仮)	号(仮)	条文(案)	項目No	規定事項
前文	前文					1	前文
	(議会事務局)	第17条			議会は、議会の政策立案能力の向上及び議会の円滑かつ効率的な運営のため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実並びに組織体制の充実に努めるものとする。	43	議会事務局の強化、組織体制整備
第6章 議会の運営	(議会の合意形成)	第18条			議会は、言論の場であることを踏まえ、議員相互間の自由討議を尽くして、合意形成に努めるものとする。	31	議員間の自由討議を尽くしての合意形成
	(議決事件)	第19条	1		議会は、法第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事件として追加するものとする。	45	議決事件について
			2		前項の規定により追加する事項は、別に条例で定める。		
	(議員研修)	第20条			議会は、議員の政策立案能力等の向上を図るため、さまざまな機会を捉え、議員研修を実施するものとする。	49	議員研修の充実強化(研修会の開催)
	(議会図書室)	第21条	1		議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	50	議会図書室の設置(利用、充実)
			2		議会図書室については、別に条例で定める。		
	(予算の確保)	第22条			議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、円滑な議会運営、議会活動及び議員活動の充実を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。	54	予算の確保について
	(法定外の審議会等委員の就任)	第23条			議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、政策的に議会が参画する必要があると判断するものを除き、原則として法定外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しないものとする。	44	法定外の審議会等の委員に就任しない
(議会改革の推進)	第24条	1		議会は、市民に信頼され開かれた議会をめざし、さらなる議会改革を推進するものとする。	57	議会改革の推進について(議会改革検討委員会)	
		2		議会は、議会改革を推進するため、議会改革検討委員会を設置し、調査研究を行うものとする。			
第7章 議員の政治倫理及び待遇	(議員の政治倫理)	第25条	1		議員は、市民の代表者にふさわしい品位と見識を養うとともに、自らの責務を正しく認識し、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。	51	政治倫理について
	(政務活動費)	第26条	1		会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。	53	政務活動費について
			2		会派及び議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、説明責任を果たすものとする。		
3				政務活動費の交付については、別に条例で定める。			

章	見出し(案)	条(仮)	項 (仮)	号 (仮)	条文(案)	項目 No	規定事項
前文	前文					1	前文
第8章 最高規範性 と見直し	(最高規範性)	第27条	1		この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する条例及び規則等の制定又は改廃をしてはならない。	55	最高規範性について
			2		議会は、議員がこの条例を遵守して議員活動が行えるよう、議員の任期開始後速やかに、この条例について研修を行わなければならない。		
	(条例の見直し)	第28条	1		議会は、一般選挙を経た任期開始後2年をめぐりに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果に基づき、必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。	56	条例の見直しについて
			2		議会は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときには、この条例の見直しなどを行うものとする。		
第9補則章	(その他)	第29条			この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。		

中核市として鳥取市は さらに飛躍します

平成30年4月

鳥取市は

中核市へ

- ① 充実した市民サービスで魅力と活力あるまち
- ② 健康づくりと子育てを応援するまち
- ③ 山陰東部圏域の未来に向かって発展するまち

③ 山陰東部圏域の未来に向かって発展するまち

中核市の役割と連携中枢都市圏

中核市は圏域の中心都市（連携中枢都市）となり、圏域全体の発展の核になる役割が期待されています。国はこの取り組みを財政等で支援します。

中核市の役割

（連携中枢都市）

1

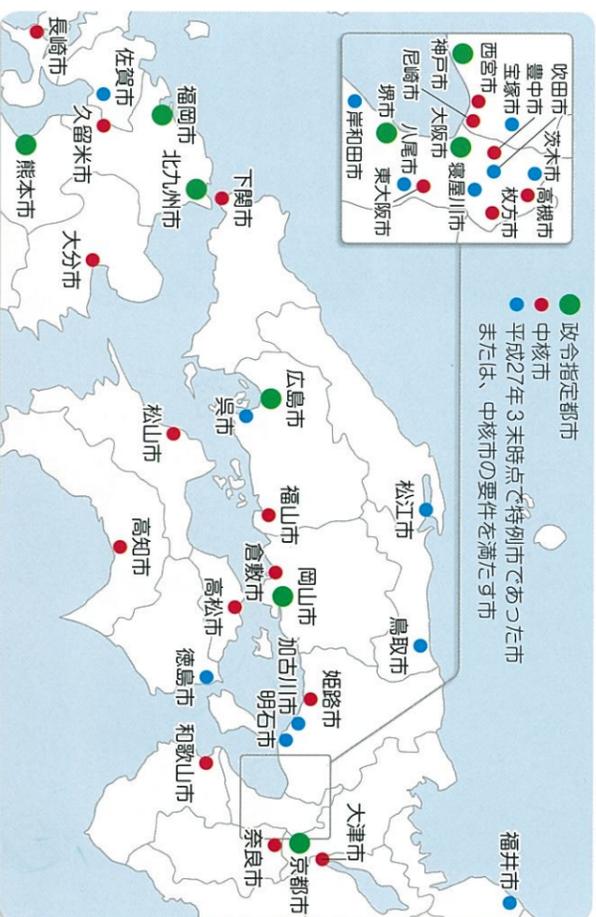
圏域全体の
経済成長のけん引

2

高い次元の
都市機能の集積

3

圏域全体の
生活関連機能
サービスの向上



山陰東部圏域の発展へ つなげます

山陰地方で、中核市の要件を満たすのは鳥取市と松江市だけです。
鳥取市が中核市となり、山陰東部圏域の拠点性を高めることで圏域の発展につなげていきます。

中核市移行は鳥取市発展の礎

市民のみなさんに最も身近な市が、より充実したサービスを総合的に提供していくためには、中核市になることで広がる権限を最大限活かしていくことが必要です。

特に、鳥取市では中核市移行による最大の効果として保健所の設置に合わせ、駅南庁舎を「健康・子育て支援の拠点」として活用していくこととしており、健康づくりや子育て世代の支援など、生涯を通じた福祉サービスをコンソートで提供できる体制を整えてまいります。

人口が減少していくという状況の中で、鳥取市が健全な財政を堅持し、市民のみなさんが「住んでよかった、いつまでも暮らしたい」と思っていたただけるサービスを持続的に提供し、さらに向上していくためには、中核市となって前進していくことが必要です。

そして、中核市移行後は、山陰東部圏域全体の発展に向けた連携中枢都市圏の形成を視野に入れた取り組みを進めてまいります。

中核市への移行は、鳥取市のさらなる飛躍と発展の礎であるとともに、新たな第一歩であると考えています。
引き続き、市民のみなさんとともに鳥取市の発展に向けた取り組みをしっかりと進めてまいります。



鳥取市長
深澤 義彦

中核市に関するご

鳥取市総務部中核市推進監

TEL 0857-20-3125
FAX 0857-20-3040
Email chukakushih@city.tottori.lg.jp

保健所設置に関するご

鳥取市健康・子育て推進局保健所準備室

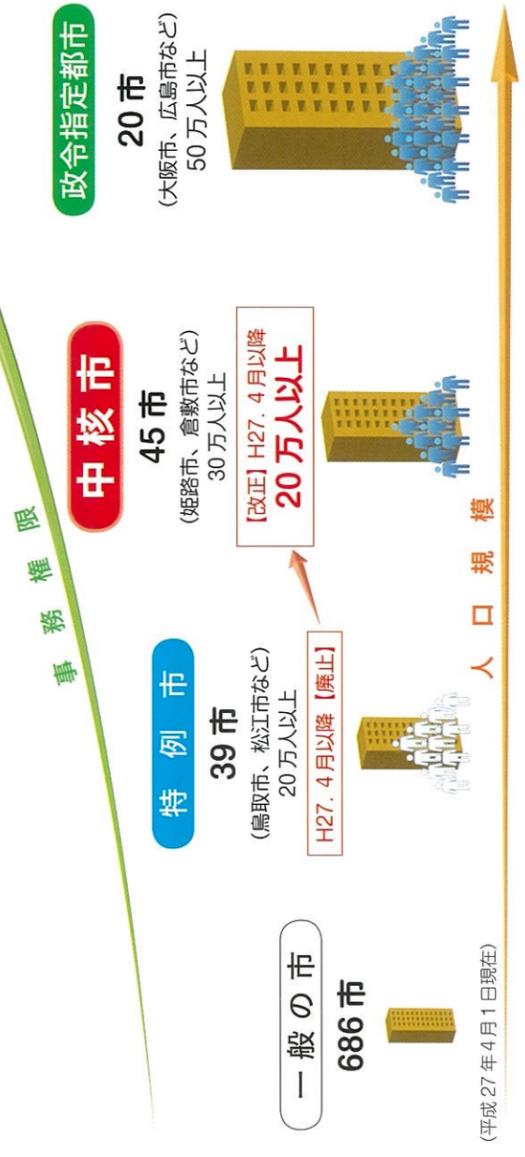
TEL 0857-20-3914
FAX 0857-20-3915
Email hokenshojyunbi@city.tottori.lg.jp

平成30年4月1日
鳥取市は中核市に
移行予定



中核市ってなに？

- ① 都市の人口規模によって定められた**大都市制度**の一つです。
- ② **政令指定都市に次ぐ事務の権限**を持つことで、住民に身近なサービスが充実します。



※**制度改正の経緯**

- ・鳥取市は、平成17年10月に「特例市」になりましたが、この制度は地方自治法の改正により平成27年4月より廃止になり、一般市に戻りました。
- ・特例市の廃止に合わせて、中核市の要件が人口「30万人以上」から「20万人以上」に緩和されました。

※**特例措置**

- ・鳥取市の人口は、現在20万人を下回っていますが、特例市であった市は特例措置が適用され、平成32年3月未まで（法施行後5年間）であれば中核市になることができます。

中核市の主な事務は？

現在行っている事務に加え、主に次の事務が行えるようになります。

<p>保健衛生分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の設置 ・感染症の予防およびまん延防止対策 ・特定疾患（難病）対策 ・精神保健に関する相談 ・食品衛生監視指導 ・飲食店、旅館業、公衆浴場等の営業許可、監視指導 など 	<p>環境分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業の許可、規制・指導 ・ばい煙発生施設の設置の届出受理 など 	<p>都市計画分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の許可等、屋外広告業の登録 ・サービス付高齢者向け住宅事業の登録 など 	<p>教育分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者および経験年数等に応じた教職員研修 ・重要文化財の管理状況等保全のための調査 など
<p>福祉分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭や寡婦に対する福祉資金の貸付け ・障害者手帳の交付 ・認可外保育施設支援 ・養護老人ホームの設置認可・監督 など 			

中核市として鳥取市はさらに飛躍します

① 充実した市民サービスで魅力と活力あるまち

保健・医療・環境衛生など市民に身近な事務を市が一体的に行うことで、ワンストップで対応ができるほか、きめ細かく迅速なサービス提供が可能になります。

- 例えば、これまで県と市で行っていた母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けや障害者手帳の交付などの事務を市が一括して行うことで、手続きのワンストップ化による事務処理のスピードアップを図ることができます。

中核市になることで広がる権限を活かし、地域の実情や市民ニーズをさらに市政に反映させていきます。

- 例えば、保育所や障がい者福祉サービス・介護サービスなどの許認可を、地域の実情に詳しい市が行うことで、地域のニーズに即したサービスの充実を図ることができます。
- 廃棄物処理に関する許可など、環境保全の指導権限が強化され、市民相談への対応や事業者への指導を行うことができるようになります。市の実情に応じた総合的な環境政策が可能になります。

本市の交流人口の拡大、インフラの整備・促進を図られるとともに企業誘致の促進など、産業のさらなる発展を目指します。

② 健康づくりと子育てを応援するまち

保健所業務と保健センター業務を一体的に行うことで、総合的で質の高い地域保健サービスを充実します。

健康づくりと子育て支援の総合拠点を整備します

駅南庁舎は、健康づくりと子育て支援の総合拠点として生まれ変わります！

- ※ ライフステージに応じた健康づくりを支援
- ※ 子育てを福祉・保健の面からサポート